

2 学校における人権教育の推進

3	人権学習指導の充実	各学校で作成している人権学習指導計画の一層の充実を図り、小中一貫教育の理念を活かした中学校区の組織的、計画的な人権教育に取り組みます。	人権教育課	人権教育実践交流会	各学校における人権教育の推進計画や人権学習の実施計画および、その実施状況について各学校の人権教育担当者から報告を受け、交流を図ることにより、市内学校における人権教育の推進状況を把握するとともに、優れた実践の普及・拡大を図る。	各学校における人権教育の推進計画や人権学習の実施計画およびその実施状況、成果と課題を把握した。特に部落問題学習に関して、実践交流等を通して各学校の取組みの共有を図ることにより、一層の人権教育の充実を図った。	部落問題学習をはじめとした様々な人権課題について各学校での系統的な取り組みが、引き続き必要である。また、インターネットやSNSを使った人権侵害事象やいじめ問題、子どもの貧困、虐待やヤングケアラー等、子どもを取り巻く課題は山積しており、各学校での取組みが重要となっていることから、今後も本交流会を通して共有した実践について、人権課題の解決を図るために各学校における取組みに活用していくことが必要である。	人権教育実践交流会の実施回数	2	回	2	2
4	気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法の導入	自他の持つかけがえのない生命についての学習や互いを尊重する対人関係スキル等の学習を積極的に取り入れるとともに、参加体験型の学習手法の導入など、気づきを通じて自尊感情を高めるとともに他者への共感する心を育む教育の推進に努めます。	人権教育課	命を育む教育推進事業	各学校において「命を育む教育(自他の命、様々な生命を大切にし、自他の命を守ることのできる児童・生徒の育成をめざす教育)」を充実させ、その支援を行う。	すべての八尾市立学校において、「助産師による命の授業」、「パラリンピックキャラバン」、「性の多様性」「障がい理解」に関する講話やいじめに関する取組み等、特色ある取組みが各学校で行われた。活動を通して、子どもたちが「命の尊さ」や「自分の生き方」について考えることができる有意義な取組みが実践された。	いじめ、虐待等子どもたちの命を脅かすような事象が日々起きており、子どもたちを取り巻く社会状況は依然として厳しい状況にあることから、今後も今日的な課題を乗り越えられるような取組みが必要である。	命を育む教育推進事業実施校数	43	校	43	43
5	人権学習に関する指導方法や教材開発の推進	八尾市人権教育研究会や八尾市在日外国人教育研究会、人権課題の当事者団体やNPO等と連携しながら、実践の交流と研究に努め、人権教育の優れた実践例の収集や、情報の積極的な提供を行い、子どもの意識や実態、発達段階に応じた指導方法の工夫や教材の開発等に努めます。	人権教育課	人権学習プログラムの作成・紹介	人権教育部会でのプログラム作成や公開授業を通して教職員の知識習得やスキルアップを図る。また、各学校へプログラムを紹介し、実践につなげる。	人権教育部会で同和問題に関する学習プログラムを作成し、中学校で公開授業を行った。公開授業を通して、教材を周知するとともに、同和問題に関する実践や研究に関する交流を深めた。また、専門家からも指導助言を得て、教職員の知識習得やスキルアップを図った。	引き続き、同和問題をはじめとした学習プログラムの作成や整備を推進するとともに、小中9年間を見通した人権教育の充実を図るため、授業公開を通して教材や実践について共有するとともに、八尾市全体としての人権学習への指導力の高揚が求められる。	公開研究授業の参加人数	43	人	65	43
		八尾市在日外国人教育研究会	在日外国人教育実践教育の推進	人権教育の推進を図るため、八尾市人権教育研究連合協議会の構成団体である八尾市在日外国人教育研究会(全教職員で構成)にて、教育講座や研究部会、民族文化フェスティバル(「ウリカラゲモイム」)、多文化キッズサマースクール(「オリニマダン」)等を開催し、実践交流や研究協議を行う。また、機関紙や実践資料集の作成を通して、研究成果の普及・拡大を図る。	多文化キッズサマースクール「オリニマダン」小学生の部は198人、中学生の部は33人の参加があり、教職員等のスタッフは延べ208人が企画・運営に関わった。ウリカラゲモイムでは、多文化の理解を含め、回を重ねるごとに、活動が活発になっている。機関紙の発行は、年7回を数え、取組みの成果の普及・拡大を図った。	外国にルーツのある子どもたちが、アイデンティティを高め、ありのままに生きることができ、周りの仲間がちがいを豊かさにどうえることができるような取り組みを続けることが重要である。また、これまで受け入れ経験のほとんどない学校への外国からの直接編入の増加および外国にルーツのある子どもたちの散在化が進んでおり、今後も多文化共生や国際理解教育、日本語指導のいっそうの充実を図るために取組みが求められる。	在日外国人教育実践の成果としての民族文化フェスティバル(「ウリカラゲモイム」)参加者数	1,650	人	1,590	1,686	
		八尾市人権教育研究会	人権教育実践研究の推進	人権教育の推進を図るため、八尾市人権教育研究連合協議会の構成団体である八尾市人権教育研究会(全教職員で構成)にて、研究集会や研究会、専門委員会等を開催し、実践交流や研究協議を行う。また、機関紙や研究紀要の作成を通して、研究成果の普及・拡大を図る。	総会や夏季研、市教研、総括集会などの機会を通して各学校における、子どもに寄り添った実践の発信・交流をすることができた。また、市教研では認定こども園からの報告もあり、就学前教育との連携も図った。さらに、機関紙「八尾人研」を通して、研究成果の普及・拡大を図ることができた。	SNSを使ったいじめなど、子どもたちを取り巻く人権課題は、多様化している。子どもたちが安心して過ごせる社会づくりのために、新たな人権教育実践を生み出すことは喫緊の課題である。また、教職員の世代交代が進む中、これまで培ってきた人権教育の理念や指導法を若い世代に継承していくことが課題である。	総会・夏季研究集会・総括集会の合計参加人数	1,200	人	422	946	
6	男女平等、男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進	性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の取り組みに努めます。	人権教育課	男女共生教育の推進	男女共生に関する研修会を実施し、教職員が正しい知識をもつことで学校の男女共生教育を推進していく。また、男女それぞれが個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざした指導に努める。	ジェンダー平等教育に関する研修会を実施し、教職員が正しい知識を持つことで、学校のジェンダー平等教育を推進した。また、それぞれが個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざした指導に努めた。	今後も多様な性への理解を深め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会についての研修を継続的に実施する必要がある。	研修アンケートで研修した内容を校内外で広めることに対する肯定的回答の割合	100	%	96	97.5
7	子どもの人権にかかる条約等の学習の推進	普遍的な視点から人権を理解するために、「世界人権宣言」や「子どもの権利条約」などの人権に関する国際的な宣言や条約の理念について学ぶことができるよう努めます。	こども若者政策課	次世代育成支援行動計画推進事業	第2期次世代育成支援行動計画(八尾市こどもいきいき未来計画)に基づき、重点課題として「子どもの権利の尊重と子どもの主体性の向上」を掲げ、次世代育成支援を全般的な取り組みとして推進する。	八尾市こどもいきいき未来計画(後期計画)に係る事業の進捗管理を行うとともに、次期計画策定に向けたアンケート調査内容について検討し、アンケート調査を実施した。また、子ども・子育て支援施策についてさまざまな立場からの意見を聴取するために、子ども・子育て会議を開催した。	こども基本法に規定されている、「こども等の意見反映」について、会議での意見等も参考に次期計画策定に反映していく必要がある。	子ども・子育て会議の開催回数	3	回	2	4
		人権教育課	「子どもの権利条約」リーフレットの配布	「子どもの権利条約」リーフレットを配付することで、子どもの人権について保護者に啓発とともに、人権学習教材としての活用を図る。	小学校および義務教育学校の入学説明会において、「子どもの権利条約」リーフレットをすべての新入生家庭に配付し、保護者への啓発とともに、各学校への人権学習教材としての活用を促した。	入学説明会におけるリーフレットの配付を通して保護者への啓発をしているが、子どもを取り巻く状況は依然として厳しく、これまで積み重ねてきた人権教育をさらに広めていかなければならない。	「子どもの権利条約」リーフレットの配付回数	1	回	1	1	

8	教育にかかる相談体制の充実	いじめや不登校などの課題に対する学校における相談体制の充実を通じて、さまざまな子どもの人権を守る取り組みを推進します。	学校教育推進課 人権教育課 教育センター	スクールカウンセラー配置事業 いじめ・不登校対策研究委員会 教育相談事業	学校における教育相談体制の充実を図ることを目的として配置されているスクールカウンセラーを活用し、児童生徒の問題行動等の解決に取り組む。 いじめならびに不登校の児童・生徒への指導・援助についての研究を行い、いじめ・不登校の防止に取り組む。 児童及び生徒が家庭や学校で生活する中での心身の健康や教育上の諸問題について、来所または電話による相談を実施するとともに、子育てに関する支援も行う。	全中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、中学校区での教育相談体制を整えるとともに、小学校拠点校にもスクールカウンセラーを配置し、課題の早期発見や教職員への指導助言体制を充実させた。 いじめや不登校の未然防止に向け、いじめ・不登校対策研究委員会を実施した。いじめに関しては、指導主事によるいじめの実態に関する講義、外部講師による講演やグループ交流を通して、未然防止の取組みに関して見識を深めた。 ・一般教育相談 ・特別な支援が必要な子どもの教育相談、巡回相談 ・青少年相談（進路相談含む）	スクールカウンセラーの勤務時間のうち、カウンセリング業務が占める割合が高く、教職員へのコンサルテーションや会議への参加等に充てる時間がとりづらい。発達支持的生徒指導に向けた活用も進めていく必要がある。 いじめに関しては、今後もいじめおよび不登校に関する研究を深め、法の趣旨に則った対応が求められる。いじめが原因で不登校に至ることがないよう、今後もいじめの未然防止に努める必要がある。	スクールカウンセラーを配置している中学校の割合（配置中学校数／全中学校数） いじめ・不登校対策研究委員会の実施回数 相談者の課題改善率	100 % 3 回 96 %	100 100 81 79	
9	子どもが主体的に人権について学ぶ取り組みの推進	参加体験型の人権学習の取り組みが一層重要になっており、子どもが自らの権利について知るとともに、主体的に人権について考え方、自分の生活に活かす力を持てるよう努めます。	こども若者政策課 人権教育課	子ども向けウェブサイト情報発信事業 【再掲】命を育む教育推進事業	子どもの育ちや学びに着目した子ども向けウェブサイトを活用し、いじめや虐待をはじめ子どもの悩みに対応する相談機関の情報やさまざまな危険から身を守る方法、八尾市に愛着がもてるような情報等を発信する。 各学校において「命を育む教育（自他の命、様々な生命を大切にし、自他の命を守ることのできる児童・生徒の育成をめざす教育）」を充実させ、その支援を行う。	子どもたち自身が八尾のまちのことを知り、参加できるイベントや困ったときに相談できる施設等の情報を探しやすいうようにするために、子ども向けのウェブサイトをつくり情報を発信した。 子どもが利用できる施設や講座・イベント等の情報、市の地理・統計・産業・環境問題の取り組み、相談できる機関の紹介の他、子どもが夢と意欲をもって取り組んでいきたいと思える情報を掲載した。 すべての八尾市立学校において、「助産師による命の授業」、「パラリンピックキャラバン」、「性の多様性」「障がい理解」に関する講話やいじめに関する取組み等、特色ある取組みが各学校で行われた。活動を通して、子どもたちが「命の尊さ」や「自分の生き方」について考えることができる有意義な取組みが実践された。	年間アクセス数は目標値を達成でき、子どもたちにわかりやすい表現でイベントや相談機関の情報を随時掲載する等、最新の情報を掲載するように努めた。今後は情報発信だけではなく、子どもからの意見を取り入れたウェブサイトづくりについて検討していく必要がある。	年間アクセス数 命を育む教育推進事業実施校数	56,000 件 43 校	142,658 43	101,269 43
10	携帯電話等の電子媒体やインターネットなどにおける危険性の周知および情報リテラシー教育の推進	携帯電話、スマートフォン、ゲーム機やインターネットなどにおける危険性の周知および情報リテラシー教育の推進	学校教育推進課 人権教育課	小中学校・義務教育学校の指導 人権に関する研修等（インターネット等における人権問題関連）	八尾市立小学校・中学校・義務教育学校の教育の充実をめざし、教育課程にかかる指導助言全般を行うを通じて、優れた実践例の収集や、情報の積極的な提供を行うことにより、子どもの意識や実態、発達段階に応じた指導方法の工夫を行い、情報リテラシー教育の推進を図る。 各学校における人権尊重の教育をより一層前進させるため、人権教育推進上の課題や実践事例等についての研修を行い、教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図る。また、教職員の世代交代が急速に進んでいる状況の中で、八尾市で培われてきた人権教育の実践を若い世代に継承していく。	生徒指導担当者研修や学校訪問等の機会を活用し、指導助言を行った。また、警察等の外部機関とも連携し、児童生徒の発達段階に応じた出前授業を企画するなど、より有効な指導を行った。 今般、インターネットやSNSを使ったいじめや差別事象が頻発している状況から、課題や実践事例等についての研修を行い、教職員の意識の向上および資質の向上を図った。	携帯電話等の電子媒体をめぐる状況は日ごとに変化しており、教職員が最新の情報を把握できないケースもある。専門家との連携を強め、指導方法も日々アップデートしていく必要がある。 インターネットやSNSを使ったいじめや差別事象が生じている状況から、研修会の企画・運営が求められている。	小・中学校及び義務教育学校に指導助言を行った回数 人権に関する研修等の中で「インターネットにおける人権問題」に関連した研修等を実施した回数	115 回 1 回	294 5	252 6
11	暴力を防止する教育の推進	いじめ、虐待、データDVなど子どもをめぐるさまざまな暴力に対する学習機会の提供に努めます。	人権政策課 教育政策課 人権教育課	データDV予防啓発リーフレットの配付 暴力防止プログラム 【再掲】命を育む教育推進事業	データDV予防啓発リーフレットを市内中学校の第3学年の生徒に配付し、データDVについての正しい知識と理解を深めることで、若年層を中心起こる交際相手等からの暴力を防ぎ、ひいては配偶者等からの暴力防止にも繋げる。 「CAP（子どもへの暴力防止プログラム）子どもワークショップ」を実施する。 各学校において「命を育む教育（自他の命、様々な生命を大切にし、自他の命を守ることのできる児童・生徒の育成をめざす教育）」を充実させ、その支援を行う。	・市内公立中学校3年生を対象に、データDV予防啓発リーフレットを配布 ・男女共同参画センターすみれにて配布 市内全小学校及び義務教育学校（前期課程）の第3学年児童を対象に実施した。子ども自身が自らの力で身を守ることや、暴力によらない解決方法などについて考え、互いに意見を述べて交流し、ロールプレイに加わるなど、参加型学習の形を行った。 すべての八尾市立学校において、「助産師による命の授業」、「パラリンピックキャラバン」、「性の多様性」「障がい理解」に関する講話やいじめに関する取組み等、特色ある取組みが各学校で行われた。活動を通して、子どもたちが「命の尊さ」や「自分の生き方」について考えができる有意義な取組みが実践された。	幅広く周知・啓発していくため、より多くの様々な場面での配布が必要である。 日々変化が激しい社会情勢において、様々なある課題のなかで、各学校や地域の実情に応じたプログラム内容を検討し、実施することが必要である。	データDV予防啓発リーフレットを配布した回数 CAP子どもワークショップを受講した市立小学校3年生児童の割合 命を育む教育推進事業実施校数	4 回 100 % 43 校	3 100 43	2 96 43

12	共に学び共に生きるインクルーシブ教育推進	障がい児(者)への偏見や差別をなくすため、障がい児(者)に対する正しい理解が進み認識が深まる教育を推進します。	人権に関する研修等(障がい者理解関連)	人権教育課	各学校における人権尊重の教育をより一層前進させるため、人権教育推進上の課題や実践事例等についての研修を行い、教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図る。また、教職員の世代交代が急速に進んでいる状況の中で、八尾市で培われてきた人権教育の実践を若い世代に継承していく。	外部講師を招聘して障がい者理解に関する研修会を実施し、教職員が正しい知識を持つことで、学校における障がい者理解を推進していく。また、それぞれが個性と能力を十分発揮することができる社会の実現をめざした指導に努める。	今後も障がい者理解についての研修を継続的に実施する必要がある。	人権に関する研修等の中で「障がい者理解」に関連した研修等を実施した回数	1	回	1	1
			教育センター	特別支援教育推進事業	支援学級の適正配置等の環境整備、専門家チームの巡回指導等の人的支援、医療・福祉等の連携による総合的な支援を通じて特別な支援が必要な子どもへの教育を充実させる。また、様々な団体や市民との交流を通して障がいのある児童生徒に対する市民理解を深める。	・巡回相談の実施(定期巡回、不定期巡回) ・通級指導教室への巡回相談及び研修 ・特別支援教育研修、校内研修支援 ・関係諸機関との連携	介助員・特別支援教育支援員やスクールサポーターの配置や専門家チームの巡回指導・ケース会議等を活用しながら、校内支援員会を中心とした全校的な支援体制のもと、子どもの障がいの状況や特性に応じて個々のケースに丁寧に対応しているが、引き続き特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して総合的な支援を継続する必要がある。	支援を要する児童・生徒の課題改善率	94	%	91	97
13	学校・地域・PTAの連携	すべての小学校・中学校・義務教育学校において、学校と学校評議員等地域関係者とPTAが連携し、開かれた学校づくりの推進に努めます。	生涯学習課	家庭教育力UPサポート事業	学校・家庭が抱える諸問題に対して地域と教育委員会が連携して支援を図る仕組みづくりを進める一環として、各地域で子どもを取り巻くさまざまな家庭の教育力や親の学習に関する諸問題に対する研修テーマを地域で選択して学び行動に移す学習の場を開催する。	コロナ禍前に比べると実施回数が減少しているが、地域で、それぞれの地域の学校や家庭が抱える諸問題を認識し、解決に向けた学びの場を提供することができた。	各小学校とPTAとが連携のもと、家庭教育や子どもの育ちに関する諸問題を認識し、その解決に向けて学校・地域・家庭が連携して課題解決を図ることのできる仕組みを作り、地域で子どもたちの育ちを見守る環境を作っていくことが求められている。	家庭教育学級の延べ実施回数	28	回	1	7
14	特別支援教育の推進	障がいのある子どもも周りの子どもたちも、一人ひとりの特性に応じて、子どもたちの人権を守る取り組みを推進します。	教育センター	【再掲】特別支援教育推進事業	支援学級の適正配置等の環境整備、専門家チームの巡回指導等の人的支援、医療・福祉等の連携による総合的な支援を通じて特別な支援が必要な子どもへの教育を充実させる。また、様々な団体や市民との交流を通して障がいのある児童生徒に対する市民理解を深める。	・巡回相談の実施(定期巡回、不定期巡回) ・通級指導教室への巡回相談及び研修 ・特別支援教育研修、校内研修支援 ・関係諸機関との連携	介助員・特別支援教育支援員やスクールサポーターの配置や専門家チームの巡回指導・ケース会議等を活用しながら、校内支援員会を中心とした全校的な支援体制のもと、子どもの障がいの状況や特性に応じて個々のケースに丁寧に対応しているが、引き続き特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して総合的な支援を継続する必要がある。	支援を要する児童・生徒の課題改善率	94	%	91	97
3 子どものいじめ防止等の取り組みの推進												
15	いじめ防止等に向けた取り組みの推進	すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」や「八尾市いじめ防止基本方針」の趣旨に則った対応ができるよう、教職員研修の充実を図ります。 弁護士や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の積極的な活用により、相談・支援体制の充実を図ります。	人権教育課	いじめに関する研修	研修を通して、各学校においてチーム学校として「いじめ防止対策推進法」等の趣旨に基づく、いじめの未然防止及び早期発見と迅速かつ適切な対応が行われるようにする。	いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、「いじめ防止対策推進法」等の法律に基づいた組織的な対応ができるように校長・副校長、教頭、担当教員、初任者・新規採用教職員を対象とした研修を実施した。	八尾市立学校に勤務するすべての教職員が、「いじめ防止対策推進法」等の趣旨に則ったいじめ対応を行うことが求められている。そのため、管理職、いじめ対応を主に行う教職員はもとより、すべての教職員が法等を正しく理解し、組織的に未然防止、早期発見、早期対応を行うことができるよう、今後も研修の充実を図る必要がある。	いじめに関する研修を実施した回数	4	回	4	4
16	いじめから子どもを守るために取り組みの推進	「八尾市いじめから子どもを守る条例」に基づき、すべての子どもをいじめから守るため、相談体制を整備した中で、いじめの早期発見・早期解決をめざします。	こども・いじめ何でも相談課	いじめから子どもを守る八尾づくり推進事業	「八尾市いじめから子どもを守る条例」に基づき、すべての子どもをいじめから守るため、相談体制を整備し、いじめの早期発見・早期解決を目指す。	「八尾市いじめから子どもを守る条例」に基づき、すべての子どもをいじめから守るため、弁護士、心理士、教育アドバイザーを配置し、いじめの早期発見・早期解決のため、保護者、児童生徒からの相談に対応した。また、児童生徒からの直接的な相談ツールとして、「やおっこ手紙相談」の実施のほか、「いじめ報告相談アプリ」を導入し、相談体制の強化を図った。	いじめ事象に関して、弁護士、心理士、教育アドバイザー、それぞれの視点や専門性を相談対応に生かし、また、教育委員会事務局や他課との連携や協議を通して、問題解消に努める必要がある。	相談対応件数	170	件	148	320
			人権教育課	【再掲】いじめに関する研修	研修を通して、各学校においてチーム学校として「いじめ防止対策推進法」等の趣旨に基づく、いじめの未然防止及び早期発見と迅速かつ適切な対応が行われるようにする。	いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、「いじめ防止対策推進法」等の法律に基づいた組織的な対応ができるように校長・副校長、教頭、担当教員、初任者・新規採用教職員を対象とした研修を実施した。	八尾市立学校に勤務するすべての教職員が、「いじめ防止対策推進法」等の趣旨に則ったいじめ対応を行うことが求められている。そのため、管理職、いじめ対応を主に行う教職員はもとより、すべての教職員が法等を正しく理解し、組織的に未然防止、早期発見、早期対応を行なうことができるよう、今後も研修の充実を図る必要がある。	いじめに関する研修を実施した回数	4	回	4	4
4 保育・教育関係職員への人権研修の推進												
17	保育者への人権研修の充実	保育者が自らの資質の向上に努め、人権に対する気づきを促すとともに、新たな課題に対応した人権研修などの充実に努めていきます。	人権教育課	【再掲】人権教育研修講座	認定こども園等における人権尊重の教育をより一層前進させるため、人権教育推進上の課題や実践事例等についての研修を行い、教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図るとともに、八尾市で培われてきた人権教育の実践を若い世代にも継承していく。	年間6回の人権教育研修講座を実施した。講座内容がさまざまなテーマに沿ったものであり、教職員の人権意識の高揚や指導力向上につながるものとなった。 ①5月25日＜ジェンダー平等・性教育＞「人権教育としての性教育」 ②6月15日＜平和教育＞「積極的平和教育について」 ③7月26日＜虐待・ヤングケアラー＞「児童養護施設という私のうち」 ④10月17日＜同和問題＞「誰もが『自分』を生きいく力を～人権が尊重される多様性社会をめざして～」 ⑤12月1日＜同和問題＞「研究協力員人権教育部会作成教材を活用した公開授業」 ⑥1月30日＜自殺対策＞「学校における自殺予防教育について」	認定こども園等で課題となっている人権課題を中心として、認定こども園等のニーズやさまざまな人権課題に対応する講座を企画・運営していく必要がある。また、部落問題学習をはじめとした様々な人権課題の研修を通して、教職経験の少ない教職員への研修機会の充実を図ることで権教育実践を継承するとともに、保護者や地域等への啓発も推進していく。	認定こども園からの人権教育研修講座参加人数(年間参加者のべ人数)	10	人	3	15

18	教職員の職務等に応じた研修の推進と研修内容の浸透	教職員の職務に応じた研修として、管理職研修、各学校での人権教育担当教員に対する研修やこれからの中学校での教育活動にあたる教職員を対象とした人権研修などがあり、これらの研修を計画的かつ効率的に実施するとともに、今日的な課題に対応するなど研修内容の充実に努めます。また、研修内容を中学校区で交流し共有することにより、さらなる充実をめざします。	教育センター 【再掲】幼児教育研究・研修事業	幼稚教育に関する研究及び保育者等を対象にした研修、並びに保育サポート児の在籍する就学前施設への巡回指導を通じて、保育者の資質向上により、就学前教育・保育において子どもたちに生きる力の基礎となる資質・能力を育成し、小学校教育への円滑な接続を図る。	幼稚教育研究では、安中ひかりこども園(令和4・5年度)と南山本せらぎこども園(令和5・6年度)を研究指定園として、研究を推進している。研究を通して、『思いやりのある見取りりや保育者の言葉かけ・かかわり』によって、子どもの姿が輝き、成長を支える大きな要因であることが分かった。また、『子どもの内面の見取りり』を職員間で共有し、チームで保育実践を行うことで、保育の質の向上にもつながった。その成果を市内の就学前施設や、小学校等へ発信した。 幼児教育研修では、教職員の経験年数に応じた研修や今日的な教育・保育課題に焦点を当てた研修などを実施し、保育者の資質向上を図った。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて、幼保こ小合同研修会を全4回実施した。	園内研究会の充実を図り、今まで積み上げてきた各園の特色ある取り組みを、さらに発展できるような指導助言に努める。幼児教育研修では、就学前施設の課題をキャッチし内容を企画する。また、幼児教育と小学校教育の滑らかな接続に向けた教育課程の編成に視点を置いた指導助言や取り組みを進めるとともに、幼保こ小合同研修会の内容も精査する必要がある。	95 %	97	98

第2節 職場での取り組み

1 企業等における人権啓発の推進

19	八尾市企業人権協議会への加入促進	八尾市企業人権協議会への加入促進を図る手法を検討します。	八尾市企業人権協議会	八尾市企業人権協議会への加入促進	八尾市企業人権協議会の組織の拡大・充実を目的として、加入促進に向けた活動を展開する。	ひゅーまんフェスタへの加入促進ブースの出展や情報誌「労働情報やお」への記事掲載、窓口でのチラシ配架及びHPへの掲載などにより協議会の周知を図った。また、ハローワークと連名で企業向け研修会(オンライン)を開催し、事業の実施を通して協議会の周知に努めた。	さまざまな機会に八尾市企業人権協議会への加入勧奨を行っているが、加入事業所の多くが中小企業であるため、廃業や事業整理、経費節減などにより退会となるケースも少なくない。加入に対するメリットや必要性を感じられるような魅力的なメニューの検討が必要である。	企業人権協議会に加入する会員事業所数	130 事業所	123	123
20	あらゆる企業への人権啓発の推進	公正採用選考人権啓発推進員を選任する義務のない企業や八尾市企業人権協議会へ未加入の企業も含めたあらゆる企業に対し、人権啓発の取り組み支援を行います。また、公正採用選考人権啓発推進員を中心とした企業内における人権啓発推進の支援に努めます。	労働支援課	事業所への人権啓発	八尾市企業人権協議会主催の研修会を実施するとともに、商工会議所会員事業所や非会員事業所に対しても研修参加に向けた取り組みを行う。	八尾市企業人権協議会会員事業所でなくとも参加できる人権啓発セミナーを実施し、啓発及び八尾市企業人権協議会への加入促進に努めた。 (受講者数:42名 アーカイブ配信視聴回数:247回)	八尾市企業人権協議会会員事業所でなくとも参加できる人権啓発セミナーを実施し、事業所内人権意識の啓発と、会員拡大に向けた広報に努めているところであるが、未加入事業所にとって企業人権協議会への加入がメリットであると感じられるようなセミナーの開催が求められる。	会員事業所と非会員事業所との共同研修(年1回開催)	1 回	1	1
21	働く人への人権啓発の支援	多様な形態で働く人が人権研修を受けやすいよう環境づくりに努めるとともに、参加を促すよう研修内容等の工夫に努めます。	人権政策課	人権啓発セミナーの開催	市民を対象に、広く人権問題全般にわたる情報を提供し、人権学習の推進に努める。	第1回:平和のつどい「被爆ピアノコンサート」場所:八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者:215名 第2回:「夢と絆」~24年間の北朝鮮生活で感じたこと~ 場所:八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者:271名	はじめの人が参加したいと思えるよう、時事性の高いテーマや市民ニーズを把握したテーマ設定が必要である。また、市民が参加しやすい開催手法について検討し、さまざまな人権課題を継続して実施し、人権意識の高揚を図る必要がある。	人権啓発事業へはじめて参加した市民の割合	40 %	34	64

22	企業への幅広い情報の提供	企業の社会的責任を踏まえ、企業内での人権意識の向上を図る取り組みを進めるため、より広く人権の視点を取り入れた幅広い情報提供を行なう等の支援を行なっています。	労働支援課	労働情報やおの発行	事業所の意識啓発を図り、就労環境の安定をめざして、勤労者に密接に関わる各種制度やサービス等について情報提供を行う。	「労働情報やお」を発行し、八尾市企業人権協議会会員事業所等への送付や関係機関や市の施設での配架により、啓発を実施した。	勤労者と事業所向けに、労働行政にかかる広報や事業所内の人権啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行しているが、意識啓発を促進する内容となるよう記載内容の精査が必要である。	年報発行回数	1	回	1	1
			八尾市企業人権協議会	【再掲】企業における人権研修の実施	事業所内における人権問題の解決と差別のない企業活動をめざすため、八尾市企業人権協議会会員事業所対象の研修会を実施する。また、事業所内での自主的な人権研修をサポートする。	主催セミナーを2回実施した。 第1回目:「自他尊重のコミュニケーションと職場の人権」(受講者数:18名) 第2回目:「『仕組み』で人を幸せに～働きやすさと会社利益の両立～」(受講者数:42名 アーカイブ配信視聴回数:247回)	年間2回の人権啓発セミナーを実施し、事業所内人権意識の啓発と会員拡大に向けた広報に努めているが、参加事業所の確保が課題である。	企業人権協議会主催の講演会・セミナー開催数(年間)	2	回	2	2
			八尾商工会議所	商工会議所会員企業及び非会員企業への人権啓発	八尾市企業人権協議会主催の研修会において、商工会議所会員事業所及び非会員事業所に向けて参加案内し、加入勧奨につなげる。	八尾市企業人権協議会会員事業所でなくとも参加できる人権啓発セミナーを実施し、啓発及び八尾市企業人権協議会への加入促進に努めた。 (受講者数:42名 アーカイブ配信視聴回数:247回)	八尾市企業人権協議会会員事業所でなくとも参加できる人権啓発セミナーを実施し、事業所内人権意識の啓発と、会員拡大に向けた広報に努めているところであるが、未加入事業所にとって企業人権協議会への加入がメリットであると感じられるようなセミナーの開催が求められる。	会員事業所と非会員事業所との共同研修(年1回開催)	1	回	1	1
23	関係機関との連携による入居差別をなくす啓発の推進	入居が困難な人びとの支援として、大阪府の「宅地建物取引業人権推進員制度」や「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を活用し、大阪府と連携して入居差別をなくす啓発を推進します。	人権政策課	大阪あんしん賃貸支援事業、サービス付き高齢者向け住宅や地域優良賃貸住宅、及び高齢者向け優良賃貸住宅の普及啓発や情報提供	高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や一定のサービスを提供する高齢者住宅の普及啓発や情報提供を行う。	啓発冊子の配架を行い、情報提供を行った。	今後も継続して情報提供を行う必要がある。	情報提供回数(啓発冊子の配架)	1	回	1	1
			地域共生推進課	生活困窮者自立支援事業	啓発冊子やチラシの配架を行い、低所得者に対して入居差別をなくす普及啓発・情報提供を行う。	社会福祉協議会内にある生活支援相談センターにチラシを配架し、情報提供を行った。	居住支援法人や関係機関との連携を強化したり、居住支援協議会の設立を検討するなど、体制作りが必要。	情報提供回数(啓発冊子の配架)	1	回	1	1
			生活福祉課	大阪あんしん賃貸支援事業、サービス付き高齢者向け住宅や地域優良賃貸住宅、及び高齢者向け優良賃貸住宅の普及啓発や情報提供	高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や一定のサービスを提供する高齢者住宅の普及啓発や情報提供を行う。	啓発冊子やチラシの配架を行い、低所得者に対しての普及啓発・情報提供を行った。	今後も引き続き低所得者に対し、入居可能な物件等の情報提供を行っていく必要がある。	情報提供回数(啓発冊子の配架)	1	回	1	1
			高齢介護課	大阪あんしん賃貸支援事業、サービス付き高齢者向け住宅や地域優良賃貸住宅、及び高齢者向け優良賃貸住宅の普及啓発や情報提供	高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や一定のサービスを提供する高齢者住宅の普及啓発や情報提供を行う。	窓口にて高齢者の住まいに関する情報提供を行った。	大阪府等の高齢者の住まいに関する情報を適宜収集し、窓口で十分な情報提供と相談対応ができるよう引き続き取り組んでいく必要がある。	情報提供回数(啓発冊子の配架)	1	回	1	1
			障がい福祉課	大阪あんしん賃貸支援事業、サービス付き高齢者向け住宅や地域優良賃貸住宅、及び高齢者向け優良賃貸住宅の普及啓発や情報提供	高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や一定のサービスを提供する高齢者住宅の普及啓発や情報提供を行う。	啓発冊子の配架を行い市民に対して情報提供を行った。	今後も状況に応じて適切に情報提供を行っていく必要がある。	情報提供回数(啓発冊子の配架)	1	回	1	1
			こども若者政策課	大阪あんしん賃貸支援事業、サービス付き高齢者向け住宅や地域優良賃貸住宅、及び高齢者向け優良賃貸住宅の普及啓発や情報提供	高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や一定のサービスを提供する高齢者住宅の普及啓発や情報提供を行う。	チラシの配架を行い、子育て世帯に対しての普及啓発・情報提供を行った。	今後も引き続き、情報提供を行っていく必要がある。	情報提供回数(啓発冊子の配架)	1	回	1	1
			住宅政策課	住宅確保要配慮者に対する居住支援事業	大阪府及びOsakaあんしん住まい推進協議会と共に、住宅確保要配慮者を対象とした「住まい探し相談会」を開催するなど関連部署と連携して居住を支援する取り組みを行う。	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録やサービス付き高齢者向け住宅の登録に係る事務を行うとともに、制度の普及啓発や情報提供に努めた。また、府及びOsakaあんしん住まい推進協議会との共催で高齢者及び障がい者などの住宅確保要配慮者を対象とした「住まい探し相談会」を実施し、居住の安定確保に向けた支援を行った。	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録について、民間賃貸住宅の所有者や安心賃貸住宅への媒介業務を行う宅地建物取引業者、居住支援団体などへの登録促進に関する啓発が必要である。	情報提供回数(啓発冊子の配架)	1	回	1	1

2 特定職業従事者に対する人権啓発の推進												
番号	実施課題	実施内容	実施部門	実施場所	実施期間	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
24	職員研修計画に基づく人権研修の実施	新規採用職員研修や新任時研修など在職年数や職階ごとの研修等、年次計画に基づいて、体系的に人権研修を実施します。また、研修内容を各所属で共有し、認識を深めていくように努めます。	人事課	職員の人材育成	職員の人権意識の高揚を図るため、職員研修計画にもとづいた職員研修を実施する。	当初に予定した内容で職階別研修や派遣研修として実施した。	職階別に実施する必修の人権研修、また、関係部局代表で参加する人権派遣研修を継続するにあたっては、研修効果が最大限に発揮される手法を検討しながら、引き続き職員の人権意識の醸成に努める。	人権研修のプログラム数	11	回	11	11
25	あらゆる階層の市職員への人権研修の実施	幅広い人権問題をテーマに、職員の意識、資質の向上を図ることを目的として、幹部職員をはじめとしたあらゆる階層の職員を対象に、研修を実施します。人権に関する啓発事業等に職員の参加を図るとともに、会計年度任用職員を含むすべての職員が受講しやすい環境整備に努めます。研修で学んだ内容を業務に活かし、すべての職員が人権尊重の視点で業務を遂行できるように研修の手法・内容について検討し、計画的に研修を実施します。	人権政策課	人権主担者研修	職員がさまざまな人権問題を正しく理解し、人権意識の高揚を図ることができるよう、また、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」における「市職員等に対する取り組み」を効果的に推進するため、各所属に設置された人権主担者に対して研修を実施する。	第1回：多様な人たちと働くためのアンコンシャス・バイアス研修～自分の「あたりまえ」を見つめなおす～ 参加者：56名 第2回：職場におけるハラスメント防止 参加者：157名	各所属に配置している人権主担者に対する研修を継続し、人権意識の向上を図るとともに、課内共有を図ってもらえるようアナウンスする必要がある。また、多くの参加を得るために、開催時期を検討する必要がある。	人権主担者研修を受講した職員のうち、研修内容について「よかったです」と回答した職員の割合	93	%	74	75
			人権政策課	人権尊重の社会づくりのための職員研修	市職員として業務を遂行するにあたって、人権問題についての正しい理解と認識や豊かな人権感覚を身につけるための研修を実施する。	第1回：多様な人たちと働くためのアンコンシャス・バイアス研修～自分の「あたりまえ」を見つめなおす～ 参加者：56名 第2回：職場におけるハラスメント防止 参加者：157名	市職員として、さまざまな人権課題について理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けることは重要であり、より多くの職員に参加してもらえるよう、開催テーマや開催時期等を検討する必要がある。	研修受講者数	140	人	210	213
26	各所属の人権主担者を中心とした職場での人権研修の推進	人権主担者を中心に、職員の人権問題に関する意識の高揚と資質の向上に努めます。各職場における人権意識の浸透と職員の知識の習得を図るために、職場内における研修内容の周知に努めます。所属長や人材育成マネジャーと連携しながら、各職場において理解が求められる日常業務に即した人権課題について、職場内研修を実施します。	人権政策課	職場人権研修	全部局において、部局単位で代表人権主担者を中心に企画し、各職場のニーズに応じた内容で人権研修を実施する。	全部局において人権主担者を中心に職場研修を企画、実施し、全体で534人の参加があった。	全庁的に人権研修を実施することで、職員の人権意識の向上を図る必要がある。 参加できなかった職員に対しては課内共有でもらえるよう、アナウンスを行う必要がある。	各部局における職場人権研修を受講した職員の割合	39	%	49	22
27	専門的で高度な人権知識の習得	人権課題に対しての幅広い情報収集とその認識が高まるよう、外部の専門機関が実施する研修に参加するなど、より専門的で高度な人権についての知識の習得に努めます。	人権政策課	外部研修への参加	外部の専門機関が実施する研修に参加することで、より専門的で高度な人権についての知識の習得に努める。	外部の研修として、「部落解放・人権夏期講座」「人権啓発研究集会」「部落解放研究全国集会」「自由同和会大阪府本部大会」「全日本同和会近畿地区連合会研修大会」「世界人権宣言大阪集会」「部落解放・人権大学講座」「えせ同和行為等根絶大阪連絡会議」「じんけん楽習塾」に参加した。	外部の専門機関が実施する研修等の情報収集に努め、参加可能な研修に積極的に参加し、人権についての理解と認識を深め、人権意識の向上を図る必要がある。	外部の専門機関が実施する研修への参加回数	8	回	9	9
28	障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発の促進	「八尾市における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」に基づき、障がいのある人の状況に配慮した支援を職員が適切に対応できるよう、研修の実施や更なる法制度等の周知に努めます。	障がい福祉課	市職員に対する啓発事業	障がいを理由とする差別の解消を図り、求められる役割について理解を深めるため、職員に対し、必要な研修・啓発を実施する。	令和6年4月1日から合理的配慮の提供の義務化についての情報提供する予定であったが実施できなかった。	各所属で実施する人権研修等をとおして、継続した啓発が求められる。令和6年4月1日から事業者にも合理的配慮の提供が義務化されたことについて情報提供を実施する。	障がい者理解のための職員研修の実施回数	1	回	1	0

29	外郭団体や指定管理者等への働きかけの促進	市民との関わりの深い業務を担っている外郭団体、指定管理者や窓口業務の受託事業者等への知識の習得等を目的に研修等の取り組みについて働きかけ、人権意識の高揚を図ります。	人権政策課	外郭団体や指定管理者等への働きかけ	外郭団体や指定管理者等は、市民との関わりの深い業務を担っているため、人権意識の高揚を図るための研修等の取り組みについて、働きかけを行う。	第1回：平和のつどい「被爆ピアノコンサート」場所：八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者：215名 第2回：「夢と絆」～24年間の北朝鮮生活で感じたこと～ 場所：八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者：271名	外郭団体や指定管理者に案内を行い、参加者の確保を図る必要がある。 さまざまな開催手法を検討し、参加者を得るために、テーマ設定等を検討する必要がある。	人権啓発セミナー案内回数(年間開催回数)	2回	2回	2回	2回
30	福祉関係者への人権啓発の推進	各々の福祉関係者の職務に即し、人間の尊厳や個人のプライバシーなどに配慮した対応ができるよう、受講者のニーズや社会的支援を要する人等の視点を考慮した内容で人権研修の充実を図り、より多くの福祉関係者が参加できるよう努めます。	福祉指導監査課	介護保険制度及び障がい者総合支援制度における指定事業者集団指導	介護サービス等福祉分野の仕事に携わる方の人権意識を高めるために、年に1度実施する指定事業者集団指導のプログラムの一つとして実施する。	介護保険制度及び障がい者総合支援制度におけるweb掲載方式指定事業者集団指導において、事業者に対し人権意識を高めるためのプログラムを実施した。	今後も集団指導等を活用し、事業者の人権意識向上のためのプログラムを提供するよう努める必要がある。	集団指導の開催回数	2回	2回	2回	2回
			高齢介護課	地域ケア会議等での人権研修	高齢者を取り巻く関係機関に対し、高齢者の権利擁護についてなどの人権研修を実施する。	地域ケア会議合同定例会にて、孤立化防止をテーマに学習会を実施した。また、認知症啓発講演会として、認知症の人を介護する家族が作成した動画の上映会を行った。	高齢者の権利擁護、虐待防止（認知症の理解等）についての正しい理解と早期発見、早期対応を含めた普及啓発等、今後も継続的な取り組みが必要である。	人権研修会回数	2回	2回	2回	2回
			高齢介護課	高齢クラブ連合会やシルバー人材センターにおける人権啓発事業	高齢クラブ連合会会員への高齢者およびシルバー人材センター会員に対し、高齢者的人権啓発を実施する。	高齢クラブ連合会において、会員に人権啓発の機関紙やリーフレットを回覧し、啓発を行った。また、シルバー人材センターにおいても、事務局だより等による高齢者的人権啓発を行った。	高齢者的人権についての正しい理解を高齢クラブ連合会やシルバー人材センターから発信する。高齢者の孤立化を防止し、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らし続けるために継続した取り組みを行うことが必要である。	会報や回覧等による啓発の回数/年	2回	2回	2回	2回
			高齢介護課	介護保険事業者等の人権研修	介護保険事業者従事者の人権意識の向上と被保険者的人権を守るため、事業者連絡協議会と同時に人権研修を実施する。	八尾市介護保険事業者連絡協議会と連携し、介護保険サービス事業者に対して、外部講師を招き「介護現場における介護従事者へのハラスメント」をテーマに研修会を実施した。	地域で支え合う地域共生社会の実現に向けて、介護保険サービス事業者やその従事者に対し、高齢者の人権について制度の理解等を継続して啓発する必要がある。また、八尾市介護保険事業者連絡協議会の意見を参考にしながら、介護保険サービス事業者に必要な人権に関する研修会の実施を検討する。	人権研修の参加者数	230人	171人	237人	237人
			障がい福祉課	地域生活支援体制推進事業	障がい児・者、障がい児の保護者や障がい児の介護を行う者が、障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、地域の障がい福祉に関するネットワークを構築し、相談支援や困難事例への対応や研修、地域課題についての検討等を行う。	20回開催（部会＜世話役会議を含む＞19回、全体研修1回）	保健・医療・福祉の関係機関及び地域住民の連携体制の強化 障がい者の高齢化・重度化等により課題が複雑多様化しており、障がい者等への対応にさらに専門性が求められている。	1年間に開催された地域自立支援協議会の各部会の延べ回数	36回	19回	20回	20回
		こども施設運営課	「人権を大切にする心を育てる」保育推進事業	一人ひとりの個性や人格が尊重され、豊かな人間性を育むことのできる教育・保育を推進するための学習・研究を行う。	大阪保育子育て人権集会へ参加した。令和5年度はDVD購入による動画視聴のため、各園職員1人とこども施設運営課職員1人が参加した。	大阪保育子育て人権集会へ参加等を通じて、一人ひとりの個性や人格が尊重され、豊かな人間性を育むことのできる教育・保育を推進するための学習・研究を行う。	大阪保育子育て人権集会参加人数	6人	6人	6人	6人	
		保育・こども園課	大阪府及び外部団体主催の人権研修	保育者向け人権研修の周知、参加費用の補助を行う。	保育者向け人権研修の周知、参加費用の補助を行った。	多くの保育者が受講できるオンライン研修の受講をさらに勧め、人権意識の向上を図る。	周知した人権研修の回数	5回	5回	5回	5回	
		(社福)八尾市社会福祉協議会	社会福祉協議会における人権研修	社会福祉協議会の理事・評議員、地区福祉委員等に対して、毎年人権研修を実施する。	社会福祉協議会の理事・評議員、地区福祉委員会等に対して、人権研修を実施した。	関係機関との連携の強化	理事・評議員向けの年間人権研修開催回数	1回	1回	1回	1回	
		八尾市介護保険事業者連絡協議会	【再掲】介護保険事業者等の人権研修	介護保険事業者従事者の人権意識の向上と被保険者的人権を守るため、事業者連絡協議会と同時に人権研修を実施する。	八尾市介護保険事業者連絡協議会と連携し、介護保険サービス事業者に対して、外部講師を招き「介護現場における介護従事者へのハラスメント」をテーマに研修会を実施した。	地域で支え合う地域共生社会の実現に向けて、介護保険サービス事業者やその従事者に対し、高齢者の人権について制度の理解等を継続して啓発する必要がある。また、八尾市介護保険事業者連絡協議会の意見を参考にしながら、介護保険サービス事業者に必要な人権に関する研修会の実施を検討する。	人権研修の参加者数	230人	171人	237人	237人	
		八尾市民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会における人権研修	人権に関わる課題について、さまざまな研修や施設見学を実施する。	コロナ禍を経て4専門部会にて研修を行った（生活福祉部会：8/31「コロナ特例貸付」長南大学 上野山先生、「8050問題から考える地域生活課題と地域共生社会のこれから」社協 石川課長・児童福祉部会：9/27「ヤングケアラーの理解と現状」ふうせんの会 西川氏、原田氏、「ヤングケアラーの取り組みについて」八尾市こども総合支援課 古賀課長補佐・辻合氏・高齢者福祉部会：12/1「認知症の方への声掛け、見守りについて」八尾市認知症地域推進支援員 山本氏・障がい者福祉部会：12/5「ボッチャ体験」八尾市立障害者総合福祉センター佐分施設長）。	協議会での更なる啓発を図る。 今後も複合且つ複雑化した課題に対してさまざまな研修会を計画していく。	人権に関わる研修の開催回数	7回	2回	2回	4回	
		八尾地区更生保護女性会	更生保護女性会における人権研修	地区独自の研修及び同じ更生保護を担う保護司と合同で研修を実施する。	高齢の会員がいることを考慮し、やむを得ず研修を中止した。	引き続き保護司会と連携をはかり、研修の開催方法について検討する。	研修開催回数	2回	-回	-回	0回	

		八尾地区保護司会	保護司会における人権研修	保護司としての素質の向上を図るために、毎月の定例会で研修(統一研修又は自主研修)を実施する。また、更生保護施設の見学等を実施し、連合会研修等にも参加する。(統一研修:大阪保護観察所管内で統一の研修、自主研修:八尾地区保護司会独自の研修)	毎月の定例会(統一研修・自主研修)を開催した。施設研修は、10月10日大阪刑務所・大阪少年鑑別所にて実施した。	四団体(協力団体)の連携を強化して、他地区的保護司会との交流を強化していく。	研修開催回数	10	回	10	10
31	保健・医療関係者、消防職員への人権啓発の推進	保健・医療関係者、消防職員への人権研修の推進に努めます。人権侵害に対する速やかな対応が取れるよう体制の整備に努めます。	こども健康課	乳児家庭全戸訪問事業従事者は、「ここにちは赤ちゃん事業」として、乳児がいる家庭を訪問しておらず、虐待、DVなど人権侵害を発見しやすい立場にあるため、研修を行い人権意識の高揚に努める。	ここにちは赤ちゃん訪問員7名全員に対し、伴走型支援、虐待やDVに関する講義を行う。	訪問で何か気になる事象を見聞きした場合は、すぐ報告があり、その都度状況に合わせた対応ができると思われる。今後も訪問する際に参考となる情報についてタイムリーに共有することができればと考える。	ここにちは赤ちゃん事業訪問員の研修受講率	100	%	100	100
			消防本部	消防職員への人権研修等の実施	・人権主担者の部内研修 24回 ・新規採用職員への研修 1回 ・職員全体研修 1回	外来講師による全体研修(毎年10月頃)及び人権主担者による消防各署所内での定期研修を行い、十分に周知できたとともに研修が定着している。	人権に係る研修会等の実施回数	26	回	26	26
			市立病院	病院職員への人権研修等の実施	病院職員の人権に対する理解と人権意識の向上を図るために、病院全体での人権研修等を推進する。	病院職員を対象に、認知症患者の意思決定支援についての研修会や、医療倫理に関する研修会を実施した。	人権研修会等の実施回数	2	回	2	3

第3節 地域での取り組み

1 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

32	誰もが参加しやすい学習機会の提供	講座を開催する際には、人権の視点を取り入れ、市民に身近な親しみやすい場所において、誰もが参加しやすい学習機会の提供やバリアフリー化などの環境整備に努めます。	桂人権コミュニティセンター	桂人権コミュニティセンター講座事業	人権尊重の社会づくりを推進するため、「自立支援」「人権啓発」「市民交流」「生涯学習」等を目的とした講座等を実施する。	一般講座(192回 2349人)、パソコン・スマホ(60回 395人)、自主サークル(54回 518人)	時代と住民のニーズに適した講座の充実及び講座生による自主サークル活動の支援育成に努める必要がある。	講座・自主サークル開催数	400	回	287	306
			安中人権コミュニティセンター	安中人権コミュニティセンター講座事業	人権尊重の社会づくりを推進するため、「自立支援」「人権啓発」「市民交流」「生涯学習」等、各種事業を実施する。	一般講座(154回、1872人) パソコン講座(92回、427人) 自主サークル(250回、2311人)	講座生による自主サークル活動の育成支援強化及び時代に即した講座の充実に努める必要がある。	講座・自主サークル開催数	450	回	453	496
			生涯学習課	地区生涯学習推進事業	身近な場所で学習できるようコミュニティセンターにおいて、生涯学習講座を実施する。	コミュニティセンター(10館)で講座を実施し、市民が参加しやすい生涯学習の場を提供した。	社会の要請や時事問題に応じた現代的課題学習に関する講座の内容を充実させる必要がある。	実施地区数	10	地区	10	10
33	学校と地域の連携の推進	学校施設などを使い、子どもが安全で安心して活動できる場所(居場所)づくりを地域と連携して推進していきます。	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	学校等を活用して安全・安心な子どもの居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、放課後や週末における子どもの体験・交流活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む教育コミュニティ作りを推進する。	コロナ禍の影響から徐々に回復し、事業実施した校区は16校区となった。	事業の拡大に向け、各地区的状況把握を考慮しながら実施の働きかけを行っていく必要がある。	放課後子ども教室を実施している小学校区数	28	校区	15	16
34	地域活動の場を活用した人権教育・啓発の推進	子どもを中心としたスポーツや文化活動、地域の祭りなど地域活動の場を活用して、世代間交流や多様な体験活動をすることにより、子どもたちが地域に愛着を持てるコミュニティの形成に努め、人権尊重の考え方方が身につくしくみを検討します。	生涯学習課	【再掲】放課後子ども教室推進事業	学校等を活用して安全・安心な子どもの居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、放課後や週末における子どもの体験・交流活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む教育コミュニティ作りを推進する。	コロナ禍の影響から徐々に回復し、事業実施した校区は16校区となった。	事業の拡大に向け、各地区的状況把握を考慮しながら実施の働きかけを行っていく必要がある。	放課後子ども教室を実施している小学校区数	28	校区	15	16
35	地区福祉委員会を中心とした人権啓発の促進	市内全地域において、八尾市人権啓発推進協議会による人権研修を、地区福祉委員会単位で、地域の実情にあわせたテーマで実施します。その際に、より多くの参加者が得られるように広報、開催方法や研修形式を工夫します。各地区福祉委員会に人権啓発推進委員を設置し、地域における自主的な人権啓発を推進します。	八尾市人権啓発推進協議会	地区人権研修の実施	地域における人権啓発の推進を目的とし、2年で32地区すべての地区福祉委員会において、人権研修を実施する。	2年計画の2年めとして、対象となっている16地区と昨年度から振替で実施を希望した1地区を合わせた17地区福祉委員会にて実施され、延べ504人の参加があった。	地域の実情や課題にあつたテーマや講師の選定、より多くの人に参加してもらえるための周知方法など、地区福祉委員会がより主体的に地区人権研修に取り組めるよう、ハンドブックや講師リストの充実が必要である。	地区人権研修の参加者数	640	人	295	504
			八尾市人権啓発推進協議会	人権啓発推進委員養成研修の実施	地域における人権啓発リーダーの養成を目的として、各地区福祉委員会に5名の人権啓発推進委員を設置し、人権啓発推進委員に対するさまざまな研修を行う。	人権啓発推進委員養成研修を年5回開催した。 第1回:人と地域を結ぶ対話を始めよう!～人権啓発推進委員の可能性～(参加者45名) 第2回:平和のつどい「被爆ピアノコンサート」(参加者27名) 第3回:「笑いで笑顔をひとつに」～さまざまな文化や多様性を認め合う～(参加者31名) 第4回:「夢と絆」～24年間の北朝鮮生活で感じたこと～(参加者11名) 第5回:「差別をなくす」から「手をつなぐ」ヘルーリーを大切に自分らしく生きる～(参加者28名)	各地区福祉委員会から推薦いただいた人権啓発推進委員のニーズに応じたテーマや講師選定、開催時期の検討など、より多くの人権啓発推進委員が参加できるための工夫、検討が必要である。	人権啓発推進委員養成研修の参加者数	300	人	248	142

36	地域で活動する団体等との連携や支援の推進	地域の住民自治組織や福祉団体等との連携を深め、地域で核となるべき人材の育成や指導者の育成、現代的課題に関する取り組み等の支援に努めます。	コミュニティ政策推進課	地域まちづくり推進事業	全市的な施策展開とともに、地域の特性・事情に応じたまちづくり支援を実施する。	校区まちづくり協議会研修等は下記のとおり実施。 ①10月27日②10月28日「SNSを活用した情報発信に関する研修会(Instagram講座) ③9月3日④12月15日「校区まちづくり協議会連絡会」において情報交換会を実施 ⑤7月10日「やお地域まちづくりアドバイザーとの意見交換会(南高安小学校校区まちづくり協議会)」 ⑥12月2日「やお地域まちづくりアドバイザーとの意見交換会(八尾小学校校区まちづくり協議会)」 ⑦1月22日「やお地域まちづくりアドバイザーとの意見交換会(大正・大正北小学校校区まちづくり協議会)」 ⑧2月2日「やお地域まちづくりアドバイザーとの意見交換会(南山本小学校校区まちづくり協議会)」 ⑨2月3日「やお地域まちづくりアドバイザーとの意見交換会(高安西小学校校区まちづくり協議会)」	現在、校区まちづくり協議会では次世代育成や情報発信、担い手など様々な課題を抱えている。そのため、校区まちづくり協議会が自立して活動を行うことができるよう、抱えている課題の解決の糸口となるような内容の研修を企画し、随時実施していく必要がある。	研修会等の開催回数	4回	7回	9回
37	地域の教育活動における人権尊重の視点の導入	地域と学校・認定こども園等が連携して子育てを支える環境を築くため、地域の教育活動の中に、人権を尊重する視点を持って地域の教育力の活性化に努めます。	こども施設運営課	【再掲】「人権を大切にする心を育てる」保育推進事業	一人ひとりの個性や人格が尊重され、豊かな人間性を育むことのできる教育・保育を推進するための学習・研究を行う。	認知症地域支援推進員による「認知症への理解」及び八尾市人権協会による八尾市内での人権問題の歴史等をテーマにした講座を1クールに1回ずつ2回実施した。	地域のリーダーとして活躍できる高齢者の育成に向けて認知症の理解等の権利についての理解の推進とシルバーリーダー養成講座修了後の活動推進につながるような講座内容の充実に取り組んでいく。	人権研修受講者数	60人	39人	43人
			保育・こども園課	子育て支援事業	私立認定こども園及び私立保育所(園)において、子育て支援事業等を通じて、適時、地域の子育て世帯からの保育相談を受ける。	大阪保育子育て人権集会へ参加した。令和5年度はDVD購入による動画視聴のため、各園職員1人とこども施設運営課職員1人が参加した。	大阪保育子育て人権集会へ参加等を通じて、一人ひとりの個性や人格が尊重され、豊かな人間性を育むことのできる教育・保育を推進するための学習・研究を行う。	大阪保育子育て人権集会参加人数	6人	6人	6人
			生涯学習課	青少年指導員・育成者講習会	こども会の育成者および青少年指導員を対象に、子どもの人権についての講習を行い、啓発を図る。	12月1日(金)に青少年指導員・こども会育成者に対して「こどもの人権」に関する講習会を実施した。	地域の実情やニーズを踏まえた講習会の企画・実施を通じて人権意識の向上に努めていく必要がある。	実施後アンケートにおける「よかったです」の割合	90%	92%	88%
37	地域の教育活動における人権尊重の視点の導入	桂青少年会館	青少年健全育成事業	青少年健全育成事業	基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の健全育成と人権意識の高揚を図ることを目的として、各種教室・講座等を開催し、様々な体験活動を通じて青少年の健全育成を図る。	平日の長期教室(手話やパソコン等)や土曜日・長期休業中の講座(工作・スポーツ等)において、様々な体験活動を実施した。	中高生をはじめ幅広い多様なニーズに対応した事業展開のために、市内外のボランティアやNPO、民間企業との連携を推進していく必要がある。	年間の教室講座利用人数	12,000人	7,112人	5,875人
			桂青少年会館	低学年育成事業	基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の健全育成と人権意識の高揚を図ることを目的として、市内の小学生を対象とする小学生教室を実施し、児童の健全育成を図る。	学習活動、人権学習、伝承遊び、文化活動、工作活動、スポーツ活動、異文化学習等の小学生教室を実施した。	活動が放課後の時間に限定されるため、近隣の小学生の来館にならざるを得ず、また、今後少子化に伴い対象人数及び利用人数が減少傾向となる可能性があるため、利用者のより幅広いニーズに対応した教室講座事業の充実などの検討が必要である。	年間の教室利用人数	10,000人	9,536人	8,296人
		桂青少年会館	子育て支援事業	子育て支援事業	基本的人権尊重の精神に基づき、親子幼児教室・ファミリー教室等を実施し、幼児の健全な発達の支援と地域・家庭における子育てへの支援を行うことによって、参加する保護者及び幼児の相互のコミュニケーションと交流の活性化を図る。	土曜日にありさん教室(満1歳～2歳児)・ぞうさん教室(3歳児～5歳児)を実施し、日曜・祝日を除いた日の午前中に「ゆめの広場」としてプレイルーム、グラウンド等を開放した。	子育て中の保護者のニーズを把握し、教室を幅広い層の参加につなげる必要がある。	年間の親子幼児教室利用人数	7,000人	7,247人	3,278人
		安中青少年会館	青少年健全育成事業	青少年健全育成事業	基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の健全育成と人権意識の高揚を図ることを目的とし、各種教室・講座等を開催し、様々な体験活動を通じて青少年の健全育成を図る。	通年教室・土曜教室・長期休業中教室や小中学生の学習会等を実施した。中高生を対象とした居場所づくりでは、多目的機能を備えた自習室へのリニューアルやホームページの見直し等、市内の中学校、高校への周知や広報に努めた。	利用者のより幅広いニーズに対応した教室を実施するため、他課とも連携しながら外部講師の発掘等民間企業等との連携・協働をさらに推進する必要がある。 また、不登校児童生徒の居場所、中高生を対象とした居場所づくりでは、教育的な配慮や支援が必要な不登校児童生徒の利用拡大につながるよう教育センター・学校や関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。	年間の教室講座事業利用人数	15,000人	6,177人	7,725人
		安中青少年会館	低学年育成事業	低学年育成事業	基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の健全育成と人権意識の高揚を図ることを目的とし、市内の小学校低学年児童を対象とする低学年育成事業(パレットクラブ)を実施し、児童の健全育成を図る。	学習会・学年別活動・全体活動・サークル活動等の事業を実施した。	地域との連携のさらなる充実を図るとともに、児童理解と保護者の信頼関係について、より一層の強化に努める。また、多種多様な利用者のニーズに対応した活動を実施するため、外部講師の発掘、NPO団体・民間企業等との連携・協働をさらに推進する必要がある。	年間の低学年育成事業利用人数	13,000人	8,215人	7,862人
		安中青少年会館	子育て支援事業	子育て支援事業	基本的人権尊重の精神に基づき、親子幼児教室・遊戲室開放等を実施し、幼児の健全な発達の支援と地域・家庭における子育てへの支援を行うことによって、参加する保護者および幼児の相互のコミュニケーションと交流の活性化を図る。	親子幼児教室を実施したほか、ウイズっこ広場(遊戯室開放)を実施した。 また、出前絵本の会、子育てサークルへの貸館を実施した。	利用者のより幅広いニーズに対応した教室を実施するため、新たな外部講師の発掘、NPO団体・民間企業等との連携・協働をさらに推進する必要がある。	年間の子育て支援事業利用人数	6,000人	3,531人	3,721人

38	地域社会における子どものいじめ防止に向けた取り組みの推進	市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体で子どものいじめをなくす啓発及び広報活動をはじめとする取り組みを推進します。	こども・いじめ何でも相談課 人権教育課	いじめ問題対策事業 八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催	いじめの防止等に関する機関及び団体が連携し、連絡及び協議を行う中で、いじめ防止等のための対策を推進していく。	学校におけるいじめの未然防止や早期発見に関する取り組みに加え、保護者や地域へのいじめ啓発、いじめの未然防止に関する地域との連携等、活発な意見交換が行われた。	関係機関の代表者とともに、いじめ事象が発生した場合の対応等について共有を図ることで、事象の未然防止・早期発見・早期対応を図っていく必要がある。	八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催回数	2回	2回	2回	2回
2 家庭における人権教育・啓発の支援												
39	子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしくみの充実	子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近な人に気軽に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。	こども若者政策課 こども・いじめ何でも相談課 こども健康課 こども健康課 こども・いじめ何でも相談課 こども施設運営課 教育センター	若者相談支援事業 こども総合支援センター事業 地域子育て支援センター事業 つどいの広場事業 子育てパートナー派遣事業 【再掲】公立認定こども園における在宅児童への子育て支援 【再掲】教育相談事業	子ども・若者とその家族が抱える不登校、ニート、ひきこもり等さまざまな事情に対し、適切な助言や必要な情報の提供、それぞれに必要とする専門的な支援を行う。 子育てを広く支援するために、子どもと子育てに関する相談に対応し、子育て情報の提供や子育て支援事業につなぐ。 子育て親子の交流の場の設置。また、市内のコミセンなどを利用した場の提供。 子育て親子の交流・集いの場を設置する(週3日かつ1日5時間以上)。子育てに関する相談、情報提供、講習等実施する 子育て支援が必要な家庭を訪問し、子育てに関する相談、助言等をおこなうことにより、保護者の不安や悩みを軽減させる。 在宅子育て家庭への支援事業として、公立認定こども園にて園庭開放や子育て支援事業を行う。 児童及び生徒が家庭や学校で生活する中での心身の健康や教育上の諸問題について、来所または電話による相談を実施するとともに、子育てに関する支援も行う。	子ども・若者とその家族が抱えるさまざまな事情に対し、委託先の臨床心理士による適切な助言や必要な情報の提供、それぞれに必要とする専門的な支援を行うなど、一人ひとりの特性や状況に寄り添い幅広く対応を行った。さらに各種支援機関等と連携し対応をすることで適切な支援につなげることができた。 様々な児童家庭相談に対応し、孤立した子育て家庭をなくすとともに、子育てに関する相談事業と子育て支援事業を効果的に連携させ、子育てしやすいまちづくりの推進に努めた。 親子同室での教室の開催や遊び会、公園やコミセンなどに出向いての遊び会の提供を行い、延べ11300組の方にご利用いただいた。また自宅で活用できるよう動画配信を実施したり、ZOOMによる交流会などを実施した。 身近な場所で、乳幼児を育てている保護者とその子どもが気軽に集い、交流したり育児相談を行える場所を(12カ所)開設し、延べ13,778組の親子にご利用いただいた。メールやLINE等のSNSを活用した相談事業を実施した。 養育支援が必要と認められる家庭の支援を行うために、支援員を募集し、訪問支援員養成講座を実施した。また、既に登録している支援員に対してもフォローアップ講座の受講を必須として専門的支援の充実を図った。	相談者に対し相談後のフォロー等を実施することで支援を途切れないと実施していく必要がある。また、相談者のニーズ把握を行い、今後の相談窓口のあり方について検討していく必要がある。 子ども・子育てに関する相談窓口としての認知度があがり、子育て相談と児童虐待対策の拠点としての位置づけが明確になった。反面、相談ニーズは多様化てきており、相談業務体制のますますの充実が求められる。 母子保健係との連携、情報共有の手法。また、支援の手が届きにくい家庭に対しての支援。	若者相談窓口相談件数 児童家庭相談件数 事業実施数 延べ利用組数 パートナー派遣利用者数	100件 7,750件 300回 20,000組 30人	353 13,654 495 14,017 7 8	732 15,216 426 13,778 2,926 81 79	
40	保護者への人権教育・啓発の推進	保護者が家庭において、人権尊重の視点を持って日常生活や子育てができるよう、人権を学ぶことの大切さを理解し、学ぶ機会を設けます。	生涯学習課	人権学習講座の実施	人権意識の向上を図るために、市民を対象に人権学習講座を実施する。	人権に関するテーマで講座を開催し、人権について考えるきっかけとなる場を提供した。	引き続き、人権に関するテーマで講座を開催し、人権について考えるきっかけとなる場を提供する必要がある。	実施回数	2回	2回	2回	2回
41	保護者どうしのネットワークづくりへの支援	地域子育て支援拠点などを活用して、同じ悩みを持つ親どうしが交流し、情報交換できるネットワークづくりに取り組みます。	こども健康課 こども健康課 こども施設運営課	【再掲】地域子育て支援センター事業 【再掲】つどいの広場事業 【再掲】公立認定こども園における在宅児童への子育て支援	子育て親子の交流の場の設置。また、市内のコミセンなどを利用した場の提供。 子育て親子の交流・集いの場を設置する(週3日かつ1日5時間以上)。子育てに関する相談、情報提供、講習等実施する 在宅子育て家庭への支援事業として、公立認定こども園にて園庭開放や子育て支援事業を行う。	親子同室での教室の開催や遊び会、公園やコミセンなどに出向いての遊び会の提供を行い、延べ11300組の方にご利用いただいた。また自宅で活用できるよう動画配信を実施したり、ZOOMによる交流会などを実施した。 身近な場所で、乳幼児を育てている保護者とその子どもが気軽に集い、交流したり育児相談を行える場所を(12カ所)開設し、延べ13,778組の親子にご利用いただいた。メールやLINE等のSNSを活用した相談事業を実施した。 子育て世代のニーズに合った取り組みを工夫し、絵本の読み聞かせや、土曜日の園庭開放などを行った。	母子保健係との連携、情報共有の手法。また、支援の手が届きにくい家庭に対しての支援。	事業実施数 延べ利用組数 地域交流、園庭開放事業等の参加者数	300回 20,000組 1,400人	495 14,017 2,165	426 13,778 2,926	

42	子育て支援を通じた人権教育・啓発の推進	地域で活動する人びとのネットワークの強化に努め、支援を行なう人も含めた子育て支援活動を通じた人権教育・啓発の推進に努めます。	児童虐待や虐待発生の恐れがある家庭への支援をおこなう。児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施する。 こども・いじめ何でも相談課	児童虐待防止対策事業	児童虐待や虐待発生の恐れがある家庭への支援をおこなう。児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施する。	児童虐待通告に対し、子どもに関わる各機関が連携し、虐待の発生予防、早期発見及び子どもと通告対象家庭への援助方策を検討し対応を行った。	ケースが複雑化している現状の中で、虐待通告後の調査と対応、虐待家庭への定期的な調査及び支援、関係職員や市民への啓発などの体制の充実を図る必要がある。	児童虐待通告件数	100	件	166	398
			こども健康課	【再掲】地域子育て支援センター事業	子育て親子の交流の場の設置。また、市内のコミセンなどを利用した場の提供。	親子同室での教室の開催や遊び会、公園やコミセンなどに出向いての遊び会の提供を行い、延べ11300組の方にご利用いただいた。また自宅で活用できるよう動画配信を実施したり、ZOOMによる交流会などを実施した。	母子保健係との連携、情報共有の手法。また、支援の手が届きにくい家庭に対しての支援。	事業実施数	300	回	495	426
			こども健康課	【再掲】つどいの広場事業	子育て親子の交流・集いの場を設置する(週3日かつ1日5時間以上)。子育てに関する相談、情報提供、講習等実施する	身近な場所で、乳幼児を育てている保護者とその子どもが気軽に集い、交流したり育児相談を行える場所を(12カ所)開設し、延べ13,778組の親子にご利用いただいた。メールやLINE等のSNSを活用した相談事業を実施した。	就学前施設入所者が増加し、広場の利用対象者となる在宅児童が減少傾向にある中で、利用者獲得のために、各広場のSNSも活用しながら、引き続き周知に努める必要がある。	延べ利用組数	20,000	組	14,017	13,778
43	保護者が人権教育・啓発を受ける環境の整備	一時保育や保育場所の整備、開催日時等を工夫するなど保護者が参加しやすい環境整備を行ないます。	人権政策課	一時保育サービスの実施	子育て中の市民に対する参加の機会等を保障するため、一時保育サービスを実施する。	人権啓発セミナー(2回)において一時保育サービスを用意し、希望があった際に実施する体制を整えた。	一時保育サービスの情報提供を積極的に行い、子育て世代が参加しやすい体制整備に努める必要がある。	一時保育サービスの実施(希望者がない場合は実施せず)	4	回	3	2
44	児童虐待防止に向けた教育・啓発	児童虐待防止に向けた理解を深めるための教育・啓発に努めます。	こども・いじめ何でも相談課	【再掲】児童虐待防止対策事業	児童虐待や虐待発生の恐れがある家庭への支援をおこなう。児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施する。	児童虐待通告に対し、子どもに関わる各機関が連携し、虐待の発生予防、早期発見及び子どもと通告対象家庭への援助方策を検討し対応を行った。	ケースが複雑化している現状の中で、虐待通告後の調査と対応、虐待家庭への定期的な調査及び支援、関係職員や市民への啓発などの体制の充実を図る必要がある。	児童虐待通告件数	100	件	166	398
45	子どものいじめ防止に向けた教育・啓発	子どものいじめ防止等の保護者の役割についての教育・啓発に努めます。	こども・いじめ何でも相談課	いじめのない環境づくり推進事業	いじめが起きた時にして欲しい行動や相談窓口等を記載した「いじめ防止啓発力カード」等を作成し、いじめの防止等に関する児童・生徒の意識啓発を図る。	いじめが起きた時にして欲しい行動や相談窓口等を記載した「いじめ防止啓発力カード」を作成し、いじめ防止等に関する児童・生徒への意識啓発を行った。また、「いじめ防止啓発ポスター」「いじめ防止啓発チラシ」を作成し、公共施設等に配架した。	児童・生徒、またその保護者に、いじめについての理解を促し、対応方法や相談窓口を知ってもらうために、さまざまな発信方法を検討し、広報・啓発を行なっていく必要がある。	いじめ防止・啓発力カードの配布枚数	25,000	枚	20,662	19,918
			人権教育課	いじめ問題対策に関する保護者との連携	いじめの防止等に関する機関及び団体が連携し、連絡及び協議を行う中で、いじめ防止等のための対策を推進していく。	学校におけるいじめの未然防止や早期発見に関する取組みに加え、保護者や地域へのいじめ啓発、いじめの未然防止に関する地域との連携等、活発な意見交換が行われた。	学校だけでなく、家庭、地域、関係機関が連携して子どもを見守ること、いじめ事象が発生した場合の対応などについて共有することで、事象の未然防止・早期発見・早期対応を行なっていく必要がある。	八尾市いじめ問題対策連絡協議会の委員の中のPTAから代表者の協議会への出席のべ回数	4	回	2	1
3 相互理解と交流の推進												
46	地域で支えあい、見守りあう取り組みの推進	地域における人びとや関係機関のネットワークを活かし、地域全体で、子どもや高齢者などの地域の人権課題に対して、地域での支えあいや見守りあう体制を整備し、問題解決に向けた取り組みに努めます。	人権政策課	八尾市人権啓発推進協議会との連携	八尾市人権啓発推進協議会は、八尾市における人権啓発の推進を図ることを目的とする団体であり、本協議会と連携しながら、人権尊重のまちづくりを推進する。	・委員総会(1回)、役員会(2回)、特別部会(広報部会2回、地区人権研修部会2回、活動スローガン作成部会3回) ・人権啓発推進委員養成研修(5回)、第46回みんなのしあわせを築く八尾市民集会、地区人権研修(17地区)、各種団体等による人権啓発研修会助成金交付事業等 ・2年計画の2年めとして、対象となっている16地区と昨年度から振替で実施を希望した1地区を合わせた17地区福祉委員会にて実施され、延べ504人の参加があった。	行政や他の団体との連携を密に、人権問題について啓発に努めるとともに、人権尊重の理念を市民一人ひとりの心の中に育てるため、「差別のない明るいまちづくり」をめざす取り組みの強化に努める必要がある。また、人権啓発推進協議会加盟団体が自主的な活動をスムーズに行えるよう、ハンドブックや講師リストの充実を図る必要がある。	地区人権研修開催回数	16	回	15	17
	桂人権コミュニティセンター	桂人権コミュニティセンター相談事業	桂人権コミュニティセンター	桂人権コミュニティセンター相談事業	市内とりわけ近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。同時に関係機関や関係課との連携を図る。	226件(福祉・健康42件、住宅18件、教育1件、就職・就労15件、人権39件、その他111件) 福祉・健康及び人権分野において、継続的な支援を行なったため、目標値を大幅に上回った。	様々な相談や課題に効果的に対応できるよう、関係機関との連携を強化するとともに職員のスキルアップを図る必要がある。また、問題を抱えた人を発見できるような取り組みも行っていく必要がある。	相談件数	140	件	257	226
	安中人権コミュニティセンター	安中人権コミュニティセンター相談事業	安中人権コミュニティセンター	安中人権コミュニティセンター相談事業	市内とりわけ周辺地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため生活相談事業を実施する。また、相談事業を効果的に推進し地域拠点としての機能を向上させる。	相談件数 143件	多種多様化する相談内容に対応できるように各職員のスキルアップを目指し、また問題解決に向けて関係機関との連携強化に取り組む必要がある。	相談件数	100	件	140	143
	コミュニティ政策推進課	地域内の様々な主体での会議(本庁管内)	地域内の優先課題について検討し、地域とともに協働して解決に向けた取り組みを進めていくために所管区域に存する関係機関及び社会福祉施設等とネットワークの構築を図り、情報共有を定期的に行なう。	地域内の優先課題について検討し、地域とともに協働して解決に向けた取り組みを進めていくために所管区域に存する関係機関及び社会福祉施設等とネットワークの構築を図り、情報共有を定期的に行なう。	高齢者安心センターや小学校関係者と地域や施設での現状など情報共有を行なった。また、地域団体と小学校で構成する会議体でも同様に情報共有を行なった	校区まちづくり協議会と福祉施設や学校園とが地域課題を共有する機会を継続できているので、今後は共に課題を解決する仕組みについても検討する必要がある。	地域内での様々な主体での会議開催回数	6	回	4	4	
	龍華出張所	地域内施設連絡会の開催(龍華出張所管内)	地域内施設連絡会の開催(龍華出張所管内)	地域内のグループホーム等の職員との交流を図るとともに、コミュニティセンターにて施設内容や作品等の展示を行うことで地域への情報発信を行う。	龍華みんなの広場である「グループホーム展」「みんなの作業書展」を開催した。特に後者は5年ぶりに開催した「龍華コミセン祭り」とコラボし、参加団体の一部においては物販も合わせて行い好評であった。	今年度より「作業所展」の開催期間が、従来の12月実施(障がい者月間PR)から3月実施(コミセン祭り開催月)にシフトしたことから参加団体への理解及び周知が若干、不十分であったかと思われる。	地域内施設連絡会開催回数	1	回	2	2	
	久宝寺出張所	地域内の様々な主体での会議	地域内の様々な主体での会議	共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。	地域住民が主体となって活発なまちづくりが行われるよう地域連絡会を開催し意見交換を行なった。また地域主体の会議に出席し意見交換を行い、市民ニーズの把握に努めた。	地域住民による主体的なまちづくりが行われるよう、今後も引き続き市民ニーズや社会情報を把握する必要がある。	地域内の様々な主体での会議回数	3	回	8	8	
	西郡出張所	地域まちづくり支援事業	地域内施設連絡会の開催	共創と共生の地域づくりを推進していくため、地域特性や地域課題に応じた地域のまちづくり支援を進める。	地域内施設連絡会を開催し、各施設の現状や予定、地域内の情報を共有し、適切な地域支援に向けてネットワークの強化を図った。	地域内施設連絡会参加施設の情報共有・連携を更に進め、地域の課題解決や適切な地域支援に繋げていく必要がある。	地域内施設連絡会開催回数	12	回	12	12	
	大正出張所	地域内施設連絡会の開催(大正出張所管内)	地域内施設連絡会の開催(大正出張所管内)	地域内にあるさまざまな関係機関・社会福祉施設等の皆様と顔見知りの関係を作り、日頃から情報交換ができるネットワークづくりを目的に連絡会を開催する。	地域内施設連絡会を開催し、各施設の災害時や緊急時の対応等について情報共有を行ない、意見交換を行なった。また、地域住民の参加・観覧が多いイベントである「大正コミュニティセンター生涯学習講座展示発表会」の場にて施設連絡会及び構成関係機関の活動に関するパネル展示を実施した。	地域内施設連絡会を通じて、参加施設との情報共有・連携をさらに進めながら相互の交流を深めて行くとともに、地域の社会資源に関する情報共有を図っていく必要がある。	地域内施設連絡会開催回数	4	回	2	3	

	山本出張所	地域内の様々な主体での会議	共創と共生の地域づくりを推進していくため、管内にある各種機関や地域団体との連携を図り、地域課題等の解決に向けた取り組みを行う。	管内の6つの校区まちづくり協議会との情報交換の場であるまち協ラウンドテーブルは6回開催しました。	地域づくりを推進するには多くの方との接点が求められます。アフターコロナ禍における取り組み方法や新たなネットワークの構築が必要になります。	地域内の様々な主体での会議開催回数	3	回	6	6		
	竹渕出張所	地域内施設連絡会の開催(竹渕出張所管内)	竹渕出張所管内にある社会福祉施設等のさまざまな関係機関どうしが、地域内における福祉的課題等の情報交換ができるようなネットワークの構築を目的として連絡会を開催する。	地域で実施される人権研修会(竹渕福祉委員会の主催)への参加案内やコミセンまつり(竹渕コミュニティセンター運営協議会の主催)への各施設の案内などの掲示をおこなった。	各施設に共通する課題を抽出することが困難である。すでに必要なネットワークは確保しており、この会議体自体が不要であると認識されている。	地域内施設連絡会開催回数	2	回	1	2		
	南高安出張所	地域内施設連絡会の開催(南高安出張所管内)	地域の特性を活かした地域活動・市民活動等の持続性が高まるよう、多様な主体との連携・協力のための対話の場を創出する。	これまで開催してきた施設連絡会の目的や意義について議論するとともに、開催方法や主題の設定等の今後の方針性やあり方について検討した。	実施内容が恒常化し、そこから発展していないことから、全施設が関心のありそうな課題を見つけること。 また来所が困難な施設もあればオンライン会議が困難な施設もあるため、会議の開催方法も検討していく必要がある。	地域内の様々な主体での会議回数	3	回	1	0		
	高安出張所	地域内施設連絡会の開催(高安出張所管内)	高安地域内の学校園・福祉施設・つどいの広場と定期的に連絡会を開催し、地域特有の課題に施設間で連携して対応できるよう意見交換や情報交換を行う。	①「ヤングケアラーについて」と題した研修会を開催した。 ②各施設を網羅的に紹介するホームページを作成し、PRを行った。	全施設に共通する課題の発掘が必要である。	地域内施設連絡会開催回数	3	回	2	1		
	曙川出張所	地域内施設連絡会の開催(曙川出張所管内)	初期型総合相談機能の充実を目的とし、(曙川南中学校区の)地域内施設等のネットワークの構築と情報共有を行う。	地域内施設連絡会の開催は行っていない。	地域内連絡会の実施に向けて調整をし、地域の人権課題に対して地域での支えあいや見守りあう体制を整備していく。	地域内施設連絡会開催回数	2	回	0	0		
	志紀出張所	地域内施設連絡会の開催(志紀出張所管内)	地域内にあるさまざまな関係機関・社会福祉施設等の皆様と顔見知りの関係を作り、日頃から情報交換できるネットワークづくりを目的に連絡会を開催する。	地域内施設連絡会自体は開催しなかったが、関係する機関・施設とはさまざまな機会を通じて意見交換や情報交換を行った。	地域内施設とは情報共有・連携を引き続き進め、また施設相互のネットワークづくりを今後とも図っていく必要がある。	地域内施設連絡会開催回数	4	回	0	0		
	高齢介護課	地域ケア会議の開催	高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な生活が送れるように、保健・医療・福祉の関係機関が連携し、「地域ケア会議」を設置。各関係機関の代表からなる『地域ケア連絡協議会』と実務者レベルの委員からなる『地域ケアース会議』で構成されている。また、虐待などの緊急時には、関係機関と連携し、『随時会議』を開催し対応している。	地域ケア連絡協議会2回/年、地域ケアース会議22回/年(地域ケアース会議合同定例会2回/年、地域ケアース会議(定例会)20回/年)、地域ケアース会議随時会議124回、自立支援型地域ケア会議4回、生活援助の多いケアプランの検討会議1回	高齢者が住み慣れた地域で安心、安全な生活を送れるよう、保健・医療・福祉の関係機関および地域住民が連携し、地域のネットワークの強化に向けての具体的な方法について検討を進めていく必要がある。	会議開催回数	152	回	125	153		
	障がい福祉課	障がい者地域生活援助事業	障がい者が地域で安定した生活が営めるよう、市内のグループホームの安定的な運営と新規参入の誘導を図る。	令和3年度末で当該取組については終了した。	市内の障がい者グループホームの増加数	1 ケ所	2	7				
	健康推進課	地域健康づくり支援事業	市民一人ひとりがいつまでも心身ともに健康に暮らせるよう、「みんなの健康をみんなで守る」地域健康づくりに取り組む。	地域の健康課題を関係機関や地域役員の方々と共有し、その解決に向けた地域の特性に応じた健康づくりの取り組みを協働で進めた。また、取り組みの振り返りを行い、効果的な取り組みが継続して行えるよう、地域と共に検討を行った。	地域役員の方々と地域の健康課題を共有した後、健康づくりの取り組みについて意見交換ができる地域は多くないため、今後は、すべての地域が健康づくりの取り組みを主体的に考えることができるように、支援をしていくことが必要である。	地域健康づくり会議開催数	35	回	319	388		
	こども・いじめ何でも相談課	【再掲】児童虐待防止対策事業	児童虐待や虐待発生の恐れがある家庭への支援をおこなう。児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発・研修等を実施する。	児童虐待通告に対し、子どもに関わる各機関が連携し、虐待の発生予防、早期発見及び子どもと通告対象家庭への援助方策を検討し対応を行った。	ケースが複雑化している現状の中で、虐待通告後の調査と対応、虐待家庭への定期的な調査及び支援、関係職員や市民への啓発などの体制の充実を図る必要がある。	児童虐待通告件数	100 件	166	398			
	人権教育課	いじめ問題対策に関わる地域との連携	いじめの防止等に関係する機関及び団体が連携し、連絡及び協議を行う中で、いじめ防止等のための対策を推進していく。	学校におけるいじめの未然防止や早期発見に関する取組みに加え、保護者や地域へのいじめ啓発、いじめの未然防止に関する地域との連携等、活発な意見交換が行われた。	学校だけでなく、家庭、地域、関係機関が連携して子どもを見守ること、いじめ事象が発生した場合の対応などについて共有することで、事象の未然防止・早期発見・早期対応を行っていく必要がある。	八尾市いじめ問題対策連絡協議会の委員の中の地域関係団体(PTAをのぞく)、関係機関の代表者の協議会への出席	16 回	12	12			
	(社福)八尾市社会福祉協議会	【再掲】社会福祉協議会における人権研修	社会福祉協議会の理事・評議員、地区福祉委員等に対して、毎年人権研修を実施する。	社会福祉協議会の理事・評議員、地区福祉委員会等に対して、人権研修を実施した。	関係機関との連携の強化	理事・評議員向けの年間人権研修開催回数	1 回	1	1			
47	地域での多様な人の活躍と交流の促進	多様な人が地域で人権教育・啓発に取り組むことができる場やそのための支援について検討します。例えば、さまざまな人が互いに交流し、意見を交換することで、互いの理解を深めることを目的として、身近なテーマで交流会を開催します。その際に、さまざまな立場や社会状況にある市民が幅広く参加できるよう、開催場所や時間などを工夫します。	人権政策課	人権基礎講座の実施	参加者ひとりひとりが自分ごとととらえ、課題解決に向けてどのようなことができるか参加者同士で意見を交換しながら考えることで、互いの理解を深めることを目的とした人権基礎講座を開催する。	第1回:「LGBTQ+」をもっと身近に自分ごとに 参加者:25名 第2回:多様性が豊かさにかわる優しい世界へ 参加者:27名 第3回:少数者を排除しない世界のためにできること 参加者:24名 第4回:多様な生き方を選べる社会を共につくる 参加者:118名	同一テーマを軸に学習するため、参加者に基礎知識が身につく反面、参加へのハードルが高い。多くの方が気軽に参加してみようと思えるようなテーマや開催時間等を検討する必要がある。	人権基礎講座参加者数	60 人	23	205	

48	地域での子育て中の親と子どもの交流の推進	地域子育て支援拠点等を活用し、人権の視点を取り入れて、さまざまな環境にある子育て中の親と子どもが参加交流できる取り組みやサポートを検討します。	こども健康課	【再掲】地域子育て支援センター事業	子育て親子の交流の場の設置。また、市内のコミセンなどを利用した場の提供。	親子同室での教室の開催や遊び会、公園やコミセンなどに出向いての遊び会の提供を行い、延べ11300組の方にご利用いただいた。また自宅で活用できるよう動画配信を実施したり、ZOOMによる交流会などを実施した。	母子保健係との連携、情報共有の手法。また、支援の手が届きにくい家庭に対しての支援。	事業実施数	300	回	495	426
			こども健康課	【再掲】つどいの広場事業	子育て親子の交流・集いの場を設置する(週3日かつ1日5時間以上)。子育てに関する相談、情報提供、講習等実施する	身近な場所で、乳幼児を育てている保護者とその子どもが気軽に集い、交流したり育児相談を行える場所を(12カ所)開設し、延べ13,778組の親子にご利用いただけた。メールやLINE等のSNSを活用した相談事業を実施した。	就学前施設入所者が増加し、広場の利用対象者となる在宅児童が減少傾向にある中で、利用者獲得のために、各広場のSNSも活用しながら、引き続き周知に努める必要がある。	延べ利用組数	20,000	組	14,017	13,778
			こども施設運営課	【再掲】公立認定こども園における在宅児童への子育て支援	在宅子育て家庭への支援事業として、公立認定こども園にて園庭開放や子育て支援事業を行う。	子育て世代のニーズに合った取り組みを工夫し、絵本の読み聞かせや、土曜日の園庭開放などを行った。	取組内容や日時などの分かりやすいPRを必要とする。また、子育てに関する相談だけでなく保護者間の友だちづくりの場としても必要とされている。	地域交流、園庭開放事業等の参加者数	1,400	人	2,165	2,926
49	法制度等の周知や啓発の推進	地域のさまざまな人の状況に配慮した人権教育・啓発を進めると、『障害者差別解消法』「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる差別解消3法をはじめとした法制度等の周知や啓発に努めます。	人権政策課	法制度等の情報提供	市政だよりやFMちゃお、ホームページ等を活用し、法律・条例の周知や人権に関連する週間等について、積極的に市民へ情報提供を行い、周知・啓発を図る。	市政だより:男女共同参画週間、人権週間 FMちゃお:憲法週間、人権週間、北朝鮮人権侵害問題啓発週間 ホームページ:大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例啓発推進月間	市政だよりやFMちゃお、ホームページなど、それぞれの媒体を活用し、人権について考えるきっかけとなるよう、積極的な情報提供を行う必要がある。	法律等の情報提供回数	6	回	6	6
			障がい福祉課	障がい者理解啓発事業	障がい者が、企画・運営に携わり、障がい者に対して地域生活に役立つ情報を提供し、社会参加を促進するとともに、市民に対する障がい者理解の促進を目的として実施する。	障がい者の絵画などの作品展示や障がい者の作業所商品販売、YouTubeを通じた障がい者理解の啓発として、障がい者フォーラムを開催した、	共生社会の実現に向け、障がいや障がい者に対する理解啓発を継続的に実施していくためには、障がい関係者だけではなく、障がいのあるなしにかかわらない全ての市民への啓発が必要であるが、その手法を工夫してく必要がある。	障がい者基本計画ワーキング会議での市民啓発回数	1	回	1	1
50	識字教室・日本語教室の実施	「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、継続的に学習機会を提供し、基礎学力の向上を図る。	生涯学習課	識字・日本語教室の実施	「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、継続的に学習機会を提供し、基礎学力の向上を図る。	定期的に教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を継続的に提供した。	「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえて、引き続き関係者と協議しながら実施していく必要がある。	識字・日本語教室の出席者数(延べ)	1,000	人	381	444
		(公財)八尾市国際交流センター	日本語交流事業	ボランティアの協力を得て、週1回1時間1対1で日本語学習をサポートする。	火曜日～金曜日、日曜日:午前9時～午後5時(木曜日のみ午後9時まで) 場所:八尾市生涯学習センター	・活動場所の確保 ・ボランティアの人材確保 ・人材育成	日本語交流に参加している学習者とボランティアの組数	100	組	90	90	
51	一人ひとりの違いを大切にした多文化共生の推進	国籍、民族、文化などの違いを尊重し、互いから学びあい、ともに生活できる多文化共生の取り組みを進めます。	人権政策課	(公財)八尾市国際交流センターへの支援	八尾市国際交流センターが行う国際交流事業を促進するため、公益財団法人八尾市国際交流センター運営経費補助金交付要綱に基づき、財政的支援を行うとともに、指導・助言を行う。	(公財)八尾市国際交流センター運営経費補助金を交付した。	八尾市域の多文化共生の拠点として、市民・各種団体・企業等と連携した取り組みを進めるなどの事業内容の充実を図るために働きかけが必要である。	(公財)八尾市国際交流センターにおける年間事業数	20	件	19	18
52	外国人市民と地域住民の交流の促進	市民団体、企業、NPOやNGO等と連携し、外国人市民と地域住民の交流を促進することで、国際理解を深め、互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていきます。	人権政策課	姉妹友好都市等との交流事業	姉妹都市アメリカ合衆国ワシントン州ベルビューリー市、友好都市中華人民共和国上海市嘉定区及び大韓民国大邱広域市中区との交流事業を行なう上で、相互理解や国際親善を推進し、国際感覚の豊かな人材育成や多文化理解により広がりのある地域社会の形成に取り組む。	相手国の事情により人的交流は実施できなかったが、文化交流事業を実施した。 ・大韓民国大邱広域市中区との文化作品交流	より多くの市民が交流事業に参加できるよう、オンライン活用等、交流方法を工夫する必要がある。	姉妹・友好都市交流者数／年	30	人	0	20
		(公財)八尾市国際交流センター	市民と在住・滞在外国人との交流会	人と人との交流を通して心の壁を少しでもなくせるよう、友だちづくりや地域での交流を広げていくきっかけづくりとして市民同士が集い交流をする。	ボランティアが実行委員となり交流内容を企画し、野外でゲームや散策を通して交流を深める「クイズラリーで国際交流『咲くやこの花館へ行こう!』」を実施した。 また、世界各地の風をあげ交流を図る「世界の風あげフェスティバル」を実施した。	外国人住民が孤立することのないよう、引き続き人ととの出会い、つながりの機会となる交流を推進する必要がある。	交流会外国人市民参加者数／交流会参加者総数	100/200	人	66/224	95/135	
53	外国人市民の地域社会への参画の推進	外国人市民に対する市政情報や地域情報の発信を行い、地域社会の一員として参画できるしくみづくりについて検討し、多文化共生社会の実現に努めています。	人権政策課	外国人市民情報発信事業	外国人市民が必要な情報を手に入れやすくなるよう、SNS等を活用して情報を発信する。	外国人市民が情報を入手するルートが紙からデジタルに移行していることから、多言語情報誌の発行を廃止し、週2回、SNSを活用して多言語で情報発信を行った。	より多くの外国人市民に役立つよう、発信内容や発信時期の工夫をしながら事業を進める必要がある。	情報発信回数／月	8	回	—	8
4 市民団体や研究機関による活動の促進												
54	市民団体による地域活動をサポートする体制や手法の検討	八尾市人権啓発推進協議会をはじめとした各種団体の地域活動をサポートする体制や具体的な手法(教材の提供や講師の派遣など)を検討します。	人権政策課	【再掲】八尾市人権啓発推進協議会との連携	八尾市人権啓発推進協議会は、八尾市における人権啓発の推進を図ることを目的とする団体であり、本協議会と連携しながら、人権尊重のまちづくりを推進する。	・委員会(1回)、役員会(2回)、特別部会(広報部会2回、地区人権研修部会2回、活動スローガン作成部会3回) ・人権啓発推進委員養成研修(5回)、第46回みんなのしあわせを築く八尾市民集会、地区人権研修(17地区)、各種団体等による人権啓発研修会助成金交付事業等 ・2年計画の2年めとして、対象となっている16地区と昨年度から振替で実施を希望した1地区を合わせた17地区福祉委員会にて実施され、延べ504人の参加があった。	行政や他の団体との連携を密に、人権問題について啓発に努めるとともに、人権尊重の理念を市民一人ひとりの心の中に育てるため、「差別のない明るいまちづくり」をめざす取り組みの強化に努める必要がある。また、人権啓発推進協議会加盟団体が自主的な活動をスムーズに行えるよう、ハンドブックや講師リストの充実を図る必要がある。	地区人権研修開催回数	16	回	15	17

55	市民団体による活動の支援と連携の促進	市民団体などの人権啓発活動を広く市民に周知し、その活力やアイディアを取り入れるなど連携を図りながら、人権教育・啓発活動を推進します。	(一財)八尾市人権協会 (社福)八尾市社会福祉協議会 世界人権宣言八尾市実行委員会 八尾市企業人権協議会 八尾市人権啓発推進協議会等 八尾市人権啓発推進協議会等	講座・研修会への協力 地域で親しまれる人権研修(学習)の普及 加入団体の連携 【再掲】企業における人権研修の実施 映画上映会の実施 みんなのしあわせを築く八尾市民集会の開催 【再掲】地区人権研修の実施 【再掲】人権啓発推進委員養成研修の実施	八尾市人権啓発推進協議会の人権啓発推進委員養成研修や地区人権研修等の実施にあたるコーディネート及び講師紹介等を行う。 地区福祉委員会主催の人権に関する研修会を開催するにあたり、人権啓発を推進する団体と連携し、それぞれが自分のこととして考えるきっかけとなる、より実りのある研修会を行う。(全32地区が隔年実施) 世界人権宣言の精神を市民に届け、人権が大切にされる社会の構築に向けて、さまざまな人権の市民活動団体が交流し、ネットワークを築き、世界人権宣言を広めるための啓発活動及び市民団体への支援等を行う。 事業所内における人権問題の解決と差別のない企業活動をめざすため、八尾市企業人権協議会会員事業所対象の研修会を実施する。また、事業所内の自主的な人権研修をサポートする。 人権尊重の精神に基づく、全民民を対象とした啓発事業を行う。 人権尊重の精神に基づく、全民民を対象とした啓発事業を行う。 地域における人権啓発の推進を目的とし、2年で32地区すべての地区福祉委員会において、人権研修を実施する。 地域における人権啓発リーダーの養成を目的として、各地区福祉委員会に5名の人権啓発推進委員を設置し、人権啓発推進委員に対するさまざまな研修を行う。	八尾市人権啓発推進協議会(人権協)における研修及び地区人権研修の実施などにあたって、円滑に講師選定が行えるよう、コーディネート、講師紹介を行う予定であったが、各地独自で講師選定を行い実施したこともあり人権協への紹介実績はなかった。しかし、その他団体の研修実施にあたり希望テーマにそって講師紹介を行った。 今年度対象となっている16地区福祉委員会にて研修が実施された。昨年度はコロナの影響により、振替実施となった地区があったが、今年度は無事に実施することができた。 世界人権宣言の精神を市民に広めるために、ひゆーまんフェスタや世界人権宣言パネル展を開催した。世界人権宣言記念行事として世界人権宣言フェスティバル「せじ~ん75」を開催した。多くの学校園等において人権研修が推進されるよう、加盟団体を派遣するにあたり学校園等に謝礼の一部助成を行った。加盟団体との情報共有のためのネットワーク会議は、6回開催した。また、今年は、国際条約のひとつである子どもの権利条約を日本が締結し30年という節目の年でもあったことから啓発冊子『かっぱのかわたらう語訳 子どものけんりじょうやく』を発行し八尾市立小中学校へ配布した。 主催セミナーを2回実施した。 第1回目:「自他尊重のコミュニケーションと職場の人権」(受講者数:18名) 第2回目:「『仕組み』で人を幸せに~働きやすさと会社利益の両立~」(受講者数:42名 アーカイブ配信視聴回数:247回)	各地区で想定される参加者層に鑑み、実施テーマに偏りができないよう、さまざまな人権課題に対して講師紹介できるよう、毎年情報収集ならびに蓄積をはかるデータベースを更新できるようにしておく必要がある。 研修の実施地区にあたっているが、未実施の地区があるため、CoWとして働きかけ、地区の人と一緒に研修を実施できるようにアプローチする。	研修会実施に関わるコーディネート機会・講師派遣の回数 地区人権研修開催回数 加盟団体数 企業人権協議会主催の講演会・セミナー開催数(年間)	10 回 16 回 22 回 2 回 95 % 250 人 640 人 300 人	10 回 15 回 22 回 2 回 82 75 165 126 295 504 248 142
----	--------------------	--	---	---	--	--	---	--	--	---

第6章 人権教育・啓発を進めるために

1 就学前における人権教育の推進

56	総合的な人権学習情報の収集と提供	民間団体や市民活動等による人権学習に関する講座、イベントやセミナー等の情報を収集・整理します。 そして、市政により、FMちやお、地域情報誌やホームページ等を活用して、積極的に広く市民に情報提供します。 また、ホームページの内容の充実を図ります。	人権政策課 人権政策課 人権政策課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター	ホームページの活用 市政だより「じんけんのページ」の活用 FMちやお「情報プラザやお」の活用 地域情報誌の活用(コミセン等での情報誌、地域総合) 地域情報誌の活用(コミセン等での情報誌)	人権教育・啓発に関する情報や人権に関する活動、イベント開催情報などをホームページを活用して、広く情報発信する。 人権教育・啓発に関する情報や人権に関する活動などを、市政だより「じんけんのページ」を活用して、広く情報発信する。 人権教育・啓発に関する情報や人権に関する活動、イベント開催情報などを、FMちやお「情報プラザやお」を活用して、広く情報発信する。 講座等の通信などを独自に発行しており、人権学習情報の提供方法の一つとして活用を図る。 講座等の通信などを独自に発行しており、人権学習情報の提供手法の一つとして活用を図る。	ホームページにおいて、人権啓発セミナーやひゆーまんフェスタ、法律や月間の周知など、人権に関するイベントの周知や情報提供を行った。 市政だより「じんけんのページ」を活用し、男女共同参画週間や人権週間など、さまざまな人権に関する情報の掲載を行った。 FMちやお「情報プラザやお」を活用し、憲法週間や人権週間の啓発、ひゆーまんフェスタなど、人権に関する情報発信を行った。 桂小学校区に毎月1回戸別配布するなど、年12回(毎月約3200部)発行した。 センターだより「あえ～る」を12回発行した。	ホームページは重要な情報発信手段のひとつであり、見やすい内容となっているか、探したい情報にすぐアクセスできるかということを考慮し、さまざまな人権に関する情報をわかりやすく提供する必要がある。 市政だよりは重要な情報発信手段のひとつであり、限られた回数の中でさまざまな情報を提供できるよう、情報収集に努める必要がある。 人権に関するさまざまな情報を市民に提供するため、関係各課と連携、協力し、広く情報発信を行い、啓発効果を高める必要がある。 地域住民に必要な情報をわかりやすく伝えるとともに、人権啓発につながる紙面づくりに努める必要がある。	人権政策課ホームページアクセス件数(月平均) じんけんのページ市政だより年間掲載件数 FMちやお「情報プラザやお」における放送回数 地域総合情報誌「はな緒」発行回数 センターだより「あえ～る」発行回数	1,400 件 2 回 12 回 12 回 12 回	4,811 2 12 12 12	5,179 2 12 12 12
----	------------------	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--

		(一財)八尾市人権協会	人権ブックレットの発行	さまざまな人権課題について、ひとつのテーマでの現状と課題をまとめたブックレットを発行し、情報提供を図る。	性的マイノリティ「LGBTQ+」にかかわる人権基礎講座として4回にわたり実施し、その内容をふまえ、「多様な生き方を選べる社会を共につくる」～LGBTQ+を自分ごとに考えるために～を発行した。	毎年1冊のブックレットを作成している。できる限りその年の重要な人権課題をテーマとして、市民が関心を持ち人権学習活動に活用できる内容で発行する必要がある。	ブックレットの発行回数	1	回	1	1	
		世界人権宣言八尾市実行委員会	ちいき・人権・Worldの発行	世界人権宣言の精神に基づくさまざまな人権課題を市民が身近にとらえることができるよう、関係する情報や市内人権団体の活動情報等を掲載した冊子を発行する。	世界人権宣言の精神に基づくさまざまな人権課題を市民が身近にとらえることができるよう、関係する情報や市内人権団体の活動情報等を掲載した「ちいき・人権・WORLD」を季刊(年4回)発行した。特集テーマは、春号(「デートDV」のことを子どもに伝えたい！・大人にも正しく知ってほしい！)、夏号(LGBT理解増進法で理解はすすむ？！)、秋号(子どもを通して家族を支える訪問看護)、冬号(八尾市非核・平和都市宣言から40年～宣言都市が果たす役割～)。	「ちいき・人権・World」は、人権市民啓発を目的としてタイムリーな人権情報の発信と、ネットワークを広げるための媒体の役割があり、従来通り、加盟団体代表者と八尾市との協働編集会議にて編集方針を議論し、二つの目的がより充実できるよう編集に努める。	ちいき・人権・Worldの発行回数	4	回	4	4	
57	効率的な人権学習の推進	地域での講座や研修会等の開催にあたり、人権学習教材や講師紹介といった啓発活動を支援するメニューづくり、ハンドブック等の整備や映像の提供など、市民が積極的かつ効率的に人権学習を進めることができるよう支援します。	人権政策課	人権学習の推進	地域での講座や研修会等の取り組みに対し、適切な情報提供を行い、より効果的な人権啓発事業が実施できるよう、講師・DVDリストの作成を行い講師紹介等の支援を行う。	所管している人権啓発用DVDリストをHP等に掲載し、人権意識の高揚に努めた。	映像を通じての人権啓発は効果的な手法の一つであり、貸出し可能なDVDの充実を図るとともに、DVDの周知を積極的に行う必要がある。	DVD等の貸出し回数	10	回	10	10
		(一財)八尾市人権協会	【再掲】講座・研修会への協力	八尾市人権啓発推進協議会の人権啓発推進委員養成研修や地区人権研修等の実施にあたるコーディネート及び講師紹介等を行う。	八尾市人権啓発推進協議会(人権協)における研修及び地区人権研修の実施などにあたって、円滑に講師選定が行えるよう、コーディネート、講師紹介を行う予定であったが、各地独自で講師選定を行い実施したこともあり人権協への紹介実績はなかった。しかし、その他団体の研修実施にあたり希望テーマにそって講師紹介を行った。	各地区で想定される参加者層に鑑み、実施テーマに偏りができないよう、さまざまな人権課題に対して講師紹介できるよう、毎年情報収集ならびに蓄積をはかるデータベースを更新できるようにしておく必要がある。	研修会実施に關わるコーディネート機会・講師派遣の回数	10	回	2	5	
58	情報を得ることが困難な人への配慮	啓発冊子や情報誌、ホームページについてはわかりやすい表現を使い、ふりがなや多言語での対応、点字版、音声版の作成等について研究を行います。また、インターネット等が使えず、情報を得ることが困難な人ひとりに対し、配慮した情報提供を行います。	人権政策課	多言語による情報提供の充実	多くの市民が必要な情報を得ることができるよう、多言語による提供とわかりやすい日本語表記等についての充実を図る。	各課で外国人市民が必要としている情報を多言語化したチラシやリーフレットを作成し、提供を行った。	やさしい日本語の併記や多言語に変換する情報の選択等、よりわかりやすく情報を届ける工夫が必要である。	八尾市が発行する外國語によるパンフレット等の種類の数	80	種類	81	82
		人権政策課	啓発冊子・情報誌等のふりがな、多言語対応、点字版等の工夫	人権に関する情報や相談について、多くの市民が必要な情報を得ることができるように、ふりがなや多言語での対応を図る。	啓発用冊子の作成を行わなかったため、実施せず。	R2既存の啓発冊子等を多くの市民が利用できるように、周知等が必要である。	啓発用冊子作成時の多言語及び点字版の対応を行った割合(多言語及び点字版作成回数／啓発用冊子の作成回数)	100	%	0	0	
		高齢介護課	介護保険のパンフレットの外国語翻訳版作成	母語を日本語としない人が介護保険制度の情報を得ることができるように、介護保険のパンフレットの外国語翻訳版を発行する。	4種類(英語、ベトナム語、韓国・朝鮮語、中国語)の言語のパンフレットを作成し、窓口に配架を行った。	引き続き母語を日本語としない人が最新の介護保険制度の情報を得られるように更新していく必要がある。	発行した言語の種類	4	か国語	4	4	
		障がい福祉課	コミュニケーション支援事業	市役所に来庁される言語・聴覚障がい者のコミュニケーションの確保を図るために、手話通訳者を設置する。また登録手話通訳者及び要約筆記者の養成及び派遣を行う。	聴覚・言語障がい者等が社会生活上、公的機関・医療機関等へ外出が必要な時にコミュニケーションの手段として手話通訳者を延べ406人派遣した。	日中の通訳者等が少ないため、より多くの人材の確保が必要。	手話通訳者の派遣利用延べ人数	525	人	475	406	
59	人権に関する法律、条例や計画等の啓発	さまざまな人権課題の解決を図るために、関係する法律、条例や計画等の啓発に努めます。	人権政策課	【再掲】市政だより「じんけんのページ」の活用	人権教育・啓発に関する情報や人権に関する活動などを、市政だより「じんけんのページ」を活用して、広く情報を発信する。	市政だより「じんけんのページ」を活用し、男女共参画週間や人権週間など、さまざまな人権に関する情報の掲載を行った。	市政だよりは重要な情報発信手段のひとつであり、限られた回数の中でさまざまな情報を提供できよう、情報収集に努める必要がある。	じんけんのページ市政だより年間掲載件数	2	回	2	2
		人権教育課	人権に関する研修等(人権に関する法律、条例とを取り扱った研修等)	小学校・中学校・義務教育学校における人権尊重の教育をより一層前進させるため、人権教育推進上の課題や学校運営に関わる内容での研修を行い、管理職としての人権意識の高揚と資質向上を図る。	校長人権教育研修会、教頭人権教育研修会、いじめ防止・対応研修(校長・副校長、教頭、担当教員、初任者・新規採用教職員)で各1回(計4回)、人権教育研修講座で1回の計7回実施した。それぞれの人権課題に関する法律や条例をふまえた内容の研修が実施された。	人権を基盤とした学校運営を推進するために、管理職はもとよりすべての教員が各種人権課題に対して正しく理解すると同時に、法律や条例に則った対応も求められることから、今後も法律等を含めた人権教育に関する研修の充実が求められる。	人権に関する研修等の中で、人権に関する法律、条例を取り扱った研修等の回数	7	回	6	7	
60	参加体験型学習をはじめとする学習手法の導入	従来の人権研修のイメージである「堅苦しい」「難しい」を払拭するため、参加体験型学習などの学習手法の導入などを積極的に推進し、多くの人が研修にふれる機会をつくります。	人権政策課	参加体験型学習をはじめとする学習手法の導入	市民を対象とした人権教育・啓発の実施において、人権についての気づきを促すなど、効果的に進めるために、参加体験型学習等を積極的に導入する。	人権基礎講座を実施。 第1回：「LGBTQ+」をもっと身近に自分ごとに 参加者：25名 第2回：多様性が豊かさにかわる優しい世界へ 参加者：27名 第3回：少数民族を排除しない世界のためにできるこ 参加者：24名 第4回：多様な生き方を選べる社会を共につくる 参加者：118名	人権学習の「堅苦しい」「むずかしそう」といったイメージを払拭するため、効果的な手法である参加体験型学習を取り入れ、人権啓発を進める必要がある。	人権基礎講座開催回数	2	回	1	4
		(一財)八尾市人権協会	【再掲】じんけん楽習塾の開催	“じんけんを「他人ごと」から「自分ごと」へ”を目標に、人権について幅広いテーマを扱った学習講座であり、聞くだけの学びではなく、ワークショップ(参加型学習)での学びを中心に、ファシリテーターのスキルを学ぶたい人や人権学習の企画を行なうなど、幅広い層の参加を得ながら、楽しく人権について学習できるように工夫を行っている。	例年通り全6回開催。近年話題となっている人権テーマを盛り込みながら、講演型、参加型で実施。ネット社会の部落問題学習、インターネットと人権侵害、演劇「ほうせん花」の取り組み、性教育、子どもが地域で育つために等多様なテーマにて実施した。	じんけん楽習塾を通して、あらゆる人権テーマの取り組み(イベント)等への参加促進、人権尊重の行動につながる人材育成をめざして開催している。グループワーク等のワークショップ形態においては現状人数は適切であるが、参加者層の広がりのために広報について工夫する必要がある。	年間参加者数／年間開催回数	30	人	26	30	
61	多様な媒体を活用した学習手法の導入	インターネットやDVD等の映像など多様な媒体を活用した効果的な学習方法について検討します。	人権政策課	人権啓発用DVDの貸出し	市内で活動している団体や企業、市民等に対して、人権啓発用DVDを貸出し、人権意識の高揚を図る。	所管している人権啓発用DVDを貸し出すことで、人権意識の高揚に努めた。(貸出回数10回、貸出し本数18本)	映像を通じての人権啓発は効果的な手法の一つであり、貸出し可能なDVDの充実を図るとともに、DVDの周知を積極的に行う必要がある。	DVD等の貸出し回数	10	回	10	10

62	人権課題の当事者の体験や願いから学んだ研修の実施	人権に関する差別を受けた体験談など人権課題の当事者の声を聞けるような機会を設け、共感を通じて、人権問題を自らのこととしてとらえられるような取り組みを進めます。	人権政策課	当事者の体験や願いから学んだ研修の実施	市民を対象とした人権教育・啓発の実施において、当事者の体験や願いを学び共感する機会を積極的に取り入れる。	人権基礎講座を実施。 第1回:「LGBTQ+」をもっと身近に自分ごとに 参加者:25名 第2回:多様性が豊かさにかわる優しい世界へ 参加者:27名 第3回:少數者を排除しない世界のためにできるこ と 参加者:24名 第4回:多様な生き方を選べる社会を共につくる 参加者:118名	当事者の経験や願いから学習する機会を検討する必要がある。また、人権基礎講座にはじめて参加する人が増えることで、より人権のネットワークが広がるため、多くの人に参加してもらえるよう、案内方法等を検討する必要がある。	人権基礎講座開催回数	2 回	1	4
63	啓発パンフレットやリーフレット等の計画的、継続的な発行	啓発パンフレットやリーフレット等の計画的、継続的な発行に努め、身近な事例をとりあげた学習教材の作成など、地域での人権学習の推進に努めます。	人権政策課	人権ニュース「あかり」の配架	人権啓発推進協議会発行の人権協ニュース「あかり」を関係機関等へ配架することで、地域での人権に関する情報の提供に努める。	人権協ニュースあかりを、人権協加盟団体や出張所等の公共施設へ配架することで、人権啓発推進協議会の活動周知を図るとともに、人権に関する情報提供に努めた。	市内に人権に関する情報を幅広く提供できるよう、人権協ニュースの内容及び配架先等について検討する必要がある。	人権協ニュース「あかり」の配架団体数	70 団体	70	69
64	個人の特性に応じた企画の設定	人権に対する理解は個人によって異なることから、年齢や生活スタイルなどその特性に応じた効果的な方法によって、講演会や研修等を開催し、充実を図ります。	人権政策課	対象者を絞った企画やテーマの設定	市民を対象とした人権教育・啓発の実施において、対象者を絞った企画やテーマで講演会や研修等を実施する。	対象者の絞り込みや実施方法などについて検討段階であり、実施していない。	年齢や生活スタイル等の違いにより人権に対する理解は異なると思われることから、実施手法や対象者の絞り込みの方法について、検討が必要である。	対象者を絞った人権教育・啓発の実施回数	1 回	0	0
65	人権教育・啓発を受けるための環境整備の推進	市民が研修等を受ける際に、手話通訳や要約筆記などの必要な支援を行うなど、環境の整備に努めます。	人権政策課	手話通訳や要約筆記の実施	市民を対象とした人権啓発を行う際には、障がいに応じた配慮を行い、受講する環境を整備する必要から、手話通訳や要約筆記を実施する。	人権政策課主催の市民を対象とする人権啓発に係るすべての催しで実施した。	対象者がより参加しやすくなるよう、手話通訳及び要約筆記を実施している旨を積極的に周知し、環境の整備に努める必要がある。	人権政策課の主なイベントにおける手話通訳及び要約筆記の実施率	100 %	100	100
66	学校や企業等に属していない層への人権教育・啓発	人権教育・啓発の取り組みが市民全体に浸透していくために、学校や企業等の組織に属していない層や次世代の若者に対して、どのように情報を伝え、人権問題に対する正しい認識を広めていくか、その方策を検討します。	人権政策課	学校や企業等に属していない層への人権教育・啓発の推進	学校や企業等に属していない層や若年層に対しての人権教育・啓発について検討する。	人権啓発セミナーを2回開催した。 第1回:平和のつどい「被爆ピアノコンサート」場所:八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者:215名 第2回:「夢と絆」~24年間の北朝鮮生活を感じたこと~ 場所:八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者:271名	学校や企業等に属していない層や若年層が参加しやすいよう、開催時間や参加してみたいと思えるようなテーマの設定を検討するとともに、周知方法についても検討する必要がある。	学校や企業等に属していない層や若年層が受講可能な講座等の開催数	2 回	2	2
67	研修内容のフィードバックの推進	研修を受講した市民が家庭や地域で、また、研修を受講した職員が各々の職場で、研修内容を理解し、周囲に伝達できるよう努めます。	人権政策課	研修内容のフィードバックの推進	研修の実施にあたり、研修内容を家庭や地域、職場などにフィードバックできる工夫をする。	人権啓発セミナーを2回開催し、参加者に対し、受講した内容を家庭や地域で広めてもらえるよう、フィードバックについてのアナウンスを行った。	それぞれの家庭や地域、職場などで研修内容を共有してもらうことで、全体会の人権意識の向上につながるため、参加者が内容を共有したいと思えるようなテーマ設定等を検討する必要がある。	人権啓発セミナーでのフィードバックについてのアナウンス実施回数	2 回	2	2
68	地域のコミュニティづくりを通した情報伝達	高齢者や子育て家庭など、人権教育・啓発に関する情報の入手や参加が困難である人びとに、情報を伝えるしくみを考えるなど、地域のコミュニティづくりを通した情報伝達手段を検討します。	人権政策課	地域のコミュニティづくりを通した情報伝達手段の検討	地域のコミュニティづくりを通した情報伝達手段の検討を行う。	人権啓発推進協議会において、各地区人権啓発推進委員を中心に、対象となっている16地区と昨年度から振替で実施を希望した1地区を合わせた17地区福祉委員会にて実施され、延べ504人の参加があった。	地域がスマートに研修を企画できるよう、ハンドブックや講師リストの充実を図るとともに、多くの地域住民に参加してもらえるよう、チラシ回覧やポスター掲示など、研修の案内について、より効果的な手段の検討が必要である。	地区人権研修開催回数	16 回	15	17
69	人権教育・啓発センター機能の充実	市民活動の活性化や連携をより一層深めるため、人権に関する情報発信、活動の場の提供、教材の提供や人材の育成などを集約する人権教育・啓発センター機能の充実に向けて取り組みます。	人権政策課	人権教育・啓発センター機能の充実	効果的に市民活動の活性化や連携を進めるため、人権に関する情報発信や活動の場を提供、人材育成の取り組みの集約の検討及び実施。	第1回:「LGBTQ+」をもっと身近に自分ごとに 参加者:25名 第2回:多様性が豊かさにかわる優しい世界へ 参加者:27名 第3回:少數者を排除しない世界のためにできるこ と 参加者:24名 第4回:多様な生き方を選べる社会を共につくる 参加者:118名	啓発活動の取り組みを進めるとともに、人権教育・啓発センター機能についての検討が必要である。	人権基礎講座開催回数	2 回	1	4
	(一財)八尾市人権協会	じんけん楽習塾の開催	"じんけんを「他人ごと」から「自分ごと」へ"を目標に、人権について幅広いテーマを扱った学習講座であり、聞くだけの学びではなく、ワークショップ(参加型学習)での学びを中心に、ファシリテーターのスキルを学びたい人や人権学習の企画を行なうなど、幅広い層の参加を得ながら、楽しく人権について学習できるように工夫を行っている。	例年通り全6回開催。近年話題となっている人権テーマを盛り込みながら、講演型、参加型で実施。ネット社会の部落問題学習、インターネットと人権侵害、演劇「ぼうせん花」の取り組み、性教育、子どもが地域で育つために等多様なテーマにて実施した。	じんけん楽習塾を通して、あらゆる人権テーマの取り組み(イベント)等への参加促進、人権尊重の行動につながる人材育成をめざして開催している。グループワーク等のワークショップ形態においては現状人数は適切であるが、参加者層の広がりのために広報について工夫する必要がある。	年間参加者数／年間開催回数	30 人	26	30		

70	学校、職場や地域における人材育成の推進	地域における人権啓発推進委員や行政の人権主担者など、学校、職場や地域における人権啓発の中核的役割を担う人材の育成を行い、その資質の向上に向けてさらなる研修内容の充実を図っていきます。	人権政策課	【再掲】人権主担者研修	職員がさまざまな人権問題を正しく理解し、人権意識の高揚を図ることができるよう、また、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」における「市職員等に対する取り組み」を効果的に推進するため、各所属に設置された人権主担者に対して研修を実施する。	第1回：多様な人たちと働くためのアンコンシャス・バイアス研修～自分の「あたりまえ」を見つめなおす～ 参加者：56名 第2回：職場におけるハラスメント防止 参加者：157名	各所属に配置している人権主担者に対する研修を継続し、人権意識の向上を図るとともに、課内共有を図ってもらえるようアナウンスする必要がある。また、多くの参加を得るため、開催時期を検討する必要がある。	人権主担者研修を受講した職員のうち、研修内容について「よかったです」と回答した職員の割合	93	%	74	75
70			人権教育課	【再掲】人権教育実践交流会	各学校における人権教育の推進計画や人権学習の実施計画および、その実施状況について各学校の人権教育担当者から報告を受け、交流を図ることにより、市内学校における人権教育の推進状況を把握するとともに、優れた実践の普及・拡大を図る。	各学校における人権教育の推進計画や人権学習の実施計画およびその実施状況、成果と課題を把握した。特に部落問題学習に関して、実践交流等を通して各学校の取組みの共有を図ることにより、一層の人権教育の充実を図った。	部落問題学習をはじめとした様々な人権課題について各学校での系統的な取り組みが、引き続き必要である。また、インターネットやSNSを使った人権侵害事象やじめ、子どもの貧困、虐待やヤングケアラー等、子どもを取り巻く課題は山積しており、各学校での取組みが重要となっていることから、今後も本交流会を通して共有した実践について、人権課題の解決を図るために各学校における取組みに活用していくことが必要である。	人権教育実践交流会の実施回数	2	回	2	2
			八尾市人権啓発推進協議会	【再掲】人権啓発推進委員養成研修の実施	地域における人権啓発リーダーの養成を目的として、各地区福祉委員会に5名の人権啓発推進委員を設置し、人権啓発推進委員に対するさまざまな研修を行う。	人権啓発推進委員養成研修を年5回開催した。 第1回：人と地域を結ぶ対話を始めよう！～人権啓発推進委員の可能性～（参加者45名） 第2回：平和のつどい「被爆ピアノコンサート」（参加者27名） 第3回：「笑いで笑顔をひとつに」～さまざまな文化や多様性を認め合う～（参加者31名） 第4回：「夢と絆」～24年間の北朝鮮生活で感じたこと～（参加者11名） 第5回：「差別をなくす」から「手をつなぐ」～ホールを大切に自分らしく生きる～（参加者28名）	各地区福祉委員会から推薦いただいた人権啓発推進委員のニーズに応じたテーマや講師選定、開催時期の検討など、より多くの人権啓発推進委員が参加できるための工夫、検討が必要である。	人権啓発推進委員養成研修の参加者数	300	人	248	142
			人権政策課	【再掲】人権啓発セミナーの開催	市民を対象に、広く人権問題全般にわたる情報を提供し、人権学習の推進に努める	第1回：平和のつどい「被爆ピアノコンサート」 場所：八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者：215名 第2回：「夢と絆」～24年間の北朝鮮生活で感じたこと～ 場所：八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者：271名	はじめての人が参加したいと思えるよう、時事性の高いテーマや市民ニーズを把握したテーマ設定が必要である。また、市民が参加しやすい開催手法について検討し、さまざまな人権課題を継続して実施し、人権意識の高揚を図る必要がある。	人権啓発事業へはじめて参加した市民の割合	40	%	34	64
71	指導者の育成	(一財)八尾市人権協会等と連携しながら、研修会の実施等、人権教育・啓発の企画や実践を行う人、指導するリーダー、ファシリテーター、活動経験や専門的な知識を有する人材など、人権教育・啓発を担う指導者の育成に努めます。	人権政策課	【再掲】人権啓発セミナーの開催	市民を対象に、広く人権問題全般にわたる情報を提供し、人権学習の推進に努める	第1回：平和のつどい「被爆ピアノコンサート」 場所：八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者：215名 第2回：「夢と絆」～24年間の北朝鮮生活で感じたこと～ 場所：八尾市文化会館プリズムホール地下1階小ホール 参加者：271名	はじめての人が参加したいと思えるよう、時事性の高いテーマや市民ニーズを把握したテーマ設定が必要である。また、市民が参加しやすい開催手法について検討し、さまざまな人権課題を継続して実施し、人権意識の高揚を図る必要がある。	人権啓発事業へはじめて参加した市民の割合	40	%	34	64
72	市民と行政の協働による研究・検討	(一財)八尾市人権協会	【再掲】じんけん楽習塾の開催	“じんけんを「他人ごと」から「自分ごと」へ”を目標に、人権について幅広いテーマを扱った学習講座であり、聞くだけの学びではなく、ワークショップ（参加型学習）での学びを中心に、ファシリテーターのスキルを学びたい人や人権学習の企画を行なうなど、幅広い層の参加を得ながら、楽しく人権について学習できるように工夫を行っている。	例年通り全6回開催。近年話題となっている人権テーマを盛り込みながら、講演型、参加型で実施。ネット社会の部落問題学習、インターネットと人権侵害、演劇「ほうせん花」の取り組み、性教育、子どもが地域で育つために等多様なテーマにて実施した。	じんけん楽習塾を通して、あらゆる人権テーマの取り組み（イベント）等への参加促進、人権尊重の行動につながる人材育成をめざして開催している。グループワーク等のワークショップ形態においては現状人数は適切であるが、参加者層の広がりのために広報について工夫する必要がある。	年間参加者数／年間開催回数	30	人	26	30	
			人権政策課	【再掲】人権基礎講座の実施	参加者ひとりひとりが自分ごとととらえ、課題解決に向けてどのようなことができるか参加者同士で意見を交換しながら考えることで、互いの理解を深めることを目的とした人権基礎講座を開催する。	第1回：「LGBTQ+」をもっと身近に自分ごとに 参加者：25名 第2回：多様性が豊かさにかわる優しい世界へ 参加者：27名 第3回：少数者を排除しない世界のためにできること 参加者：24名 第4回：多様な生き方を選べる社会を共につくる 参加者：118名	同一テーマを軸に学習するため、参加者に基礎知識が身につく反面、参加へのハードルが高い。多くの方が気軽に参加してみようと思えるようなテーマや開催時間等を検討する必要がある。	人権基礎講座の参加者数	60	人	23	205
		人権政策課	八尾市人権尊重の社会づくり審議会の開催	市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的に、八尾市人権尊重の社会づくり審議会を開催する。	八尾市人権尊重の社会づくり審議会を2回開催した。 第1回：令和5年7月25日 第2回：令和6年3月19日	さまざまな人権課題に対し幅広く審議し、人権に関する施策の総合的な推進に反映する必要がある。	八尾市人権尊重の社会づくり審議会の開催回数	2	回	2	2	
73	各種団体等との連携の推進	人権政策課	各種団体等との連携	本市の人権に関係して活動しているさまざまな団体と連携して、情報交換や意見交換を行い、活動のネットワークづくりを進める。	人権基礎講座を実施。 第1回：「LGBTQ+」をもっと身近に自分ごとに 参加者：25名 第2回：多様性が豊かさにかわる優しい世界へ 参加者：27名 第3回：少数者を排除しない世界のためにできること 参加者：24名 第4回：多様な生き方を選べる社会を共につくる 参加者：118名	各種団体等とさらなる連携を深め、ネットワークを構築することで、イベント周知等についてもより広範に案内できると考えられる。市全体で人権尊重のまちづくりに取り組む必要がある。	人権基礎講座開催回数	2	回	1	4	
		人権政策課	(一財)八尾市人権協会との連携	(一財)八尾市人権協会運営費助成金交付要綱に基づき助成を行うとともに、人権に関しての情報共有やネットワークづくりを進めながら、人権研修や交流会の開催など、人権尊重のまちづくりに向けた取り組みを相互に連携しながら進める。	人権政策の調査・研究の取り組み、じんけん楽習塾の開催、冊子の作成、人権研修への講師派遣、人権活動支援事業	相互に連携を図り、協働で人権尊重のまちづくりに向けた取り組みを進めていく必要がある。	人権基礎講座開催回数	2	回	1	4	
		人権政策課	世界人権宣言八尾市実行委員会との連携	世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金交付要綱に基づき助成を行い、世界人権宣言の精神を広めるための活動を相互に連携しながら進める。	世界人権宣言八尾市実行委員会へ助成金を交付した。 主な事業：世界人権宣言の普及、世界人権宣言パネル展の開催、人権教育の推進、ひゅーまんフェスタ、人権教育学校事業、CAPワーク事業、自主活動支援、情報の発信など。	世界人権宣言八尾市実行委員会の実施事業との効果的な連携を検討する必要がある。	ひゅーまんフェスタ参加者数	1,000	人	944	736	

73	人権政策課	【再掲】八尾市人権啓発推進協議会との連携	八尾市人権啓発推進協議会は、八尾市における人権啓発の推進を図ることを目的とする団体であり、本協議会と連携しながら、人権尊重のまちづくりを推進する。	・委員総会(1回)、役員会(2回)、特別部会(広報部会2回、地区人権研修部会2回、活動スローガン作成部会3回) ・人権啓発推進委員養成研修(5回)、第46回みんなのしあわせを築く八尾市民集会、地区人権研修(17地区)、各種団体等による人権啓発研修会助成金交付事業等 ・2年計画の2年めとして、対象となっている16地区と昨年度から振替で実施を希望した1地区を合わせた17地区福祉委員会にて実施され、延べ504人の参加があった。	行政や他の団体との連携を密に、人権問題について啓発に努めるとともに、人権尊重の理念を市民一人ひとりの心の中に育てるため、「差別のない明るいまちづくり」をめざす取り組みの強化に努める必要がある。また、人権啓発推進協議会加盟団体が自主的な活動をスムーズに行えるよう、ハンドブックや講師リストの充実を図る必要がある。	地区人権研修開催回数	16	回	15	17		
		労働支援課	八尾市企業人権協議会との連携	ハローワーク主催の公正採用の啓発を趣旨とした就職差別撤廃月間(6月)及び法務局主催の人権週間(12月)において事業所を含めた人権意識を高めるため街頭啓発を実施。また、人権啓発に向けたひゅーまんフェスタへの協賛を行う。	街頭啓発(ティッシュや啓発グッズの配布等)については6月は庁舎内窓口での配架とし、12月は近鉄河内山本駅にて実施した。 また企業人権協議会がひゅーまんフェスタに協賛し、各イベントを通じ、人権啓発を行った。	啓発活動実施回数	3	回	2	2		
		人権教育課	各種団体と共に催している人権教育研修	教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図るために、八尾市人権教育研究会及び八尾市在日外国人教育研究会と共催して人権研修を実施する。	八尾市人権教育研究会と八尾市在日外国人教育研究会で構成する八尾市人権教育研究連合協議会で、それぞれ研究集会・学習会等を企画し、実施した。人権教育課と各研究会が共催で実施する研修講座もあり、事業の連携を図ることができた。	人権教育研修講座共催回数	2	回	2	2		
74	国・大阪府・他の市町村との連携の推進	大阪府や他の市町村とは、大阪人権行政推進協議会などを通じて、関係機関との連携・協力体制を強化していくます。	人権政策課	大阪人権行政推進協議会との連携	同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の早期解決をめざし、大阪府内の自治体が人権行政を効果的に推進するため、自治体間の情報交換・相互協力を基本とした連携・協力体制を確立することを目的として設置された大阪人権行政推進協議会を通じ、土地差別防止に向けた啓発ポスター等を作成している。	第1回全体会および第2回全体会議に参加し、自治体間の情報共有を図った。	協議会を通じた各自治体との更なる連携強化が必要である。	大阪人権行政推進協議会全体会議研修会参加回数	2	回	2	2
			人権政策課	大阪府、府人権協会が実施する各種研修等への参加促進	大阪府や大阪府人権協会が実施する各種養成講座に参加することで、新たな人権課題等について、情報収集を行う。	大阪府人権総合講座、ロック別啓発交流・相談会、インターネット上の人権侵害事象に対処するための研修、おおさか相談フォーラムに参加し、人権に関する知識の向上と情報収集に努めた。	さまざまな研修会に参加し、人権意識の向上を図る必要があるとともに、参加した職員だけでなく、他の職員が知識やスキルを共有できるよう、フィードバックの仕組みが重要である。	各種研修(府、府人権協会)等への参加回数	4	回	2	4
75	八尾市人権施策推進本部での庁内横断的な施策の推進	計画を効率的かつ効果的に展開するため、八尾市人権施策推進本部において、より一層の情報共有を図るとともに、総合行政として人権施策の推進に取り組みます。	人権政策課	人権施策推進本部の開催	八尾市人権尊重の社会づくり条例に基づき、人権が尊重される社会の実現に向けた施策について、本市における連絡調整を行い、本プランの総合的かつ効果的な推進を図る。事務局は、人権政策課と人権教育課において行う。本プランの進捗状況について報告を行い、さらなる施策の推進を図る。	人権施策推進本部を2回開催し、プランの進捗状況等について報告を行い、さらなる施策の推進を図った。	人権施策について総合的な推進を図るため、全庁的な体制を取っており、今後も各所属による更なる連携が必要である。	会議開催回数	2	回	2	2
2 進行管理と評価の実施												
76	人権に関する定期的な調査の実施	行政施策全般に対する調査等において、人権に関する調査項目について市民意識の推移を把握します。また、定期的に「人権についての市民意識調査」等を実施し、市民や人権課題の当事者の意識の把握に努めます。	政策推進課	総合計画の推進	総合計画の推進にあたり、市民の生活意識や八尾市政に対する意見等を把握することを目的に「八尾市民意識調査」を実施する。	・令和5年12月8日～12月25日に満18歳以上の八尾市民3,000名を対象に実施。 ・人権に関する調査項目(4項目) 1.社会的身分・人種・民族・年齢・性別・障がいのあることなどによる差別がなくなったと思う市民の割合 2.性別に関わらず男女が互いに認め合える社会が実現していると思う市民の割合 3.第6次総合計画の将来都市像「しあわせ」について、社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無にかかわらずしあわせを八尾で実感できていると思う市民の割合 4.お互いの権利を大切にし、自分らしく活動ができる「つながりを創り育て自分らしさを大切にしあうまち(第6次総合計画の目標5)」となっていると思う市民の割合	令和6年度も、市民ニーズや満足度等の意識を把握していくため、引き続き人権に関する調査項目を設けたうえで八尾市民意識調査を実施する。	人権に関する調査項目を含めた「八尾市民意識調査」の実施回数	1	回	1	1
			人権政策課	「人権についての市民意識調査」の実施	定期的に市民の人権についての意識や態度、意見等をアンケート調査し、人権施策を進めるうえでの基礎資料を作成する。(前回はR元年度実施)	実施年度ではないため、実施なし。(前回は令和元年度。)	「人権についての市民意識調査」の実施回数	5年に1回実施	回	0	0	
77	各種事業における利用者アンケートの実施	各種事業において、アンケート調査を実施する等、積極的に市民ニーズの把握に努めます。	人権政策課	イベント及び講座・研修会等での参加者に対するアンケート調査の実施	人権啓発セミナーにおいてアンケート調査を依頼し、事業の効果測定を行う。	人権啓発セミナーを2回実施し、参加者にアンケート調査を行った。	参加者の満足度を高めることができるよう、アンケート結果から参加者ニーズの把握に努め、効果的なセミナーとなるよう検討する必要がある。また、多くの方に参加してもらえるよう開催手法等を検討する必要がある。	アンケート実施率	100	%	100	100
			人権教育課	イベント及び講座・研修会等での参加者に対するアンケート調査の実施	人権教育研修講座におけるアンケートを実施し、事業の効果測定を行う。	人権教育研修講座において、受講者を対象としたアンケートを実施した。研修内容について肯定的な評価をした受講者は95.8%であった。(第1回:97.5%、第2回:90.4%、第3回:98.4%、第4回:94.7%、第5回:100%、第6回:93.6%)	引き続き各学校のニーズや実態に沿った研修実施ができるよう、アンケート結果からのニーズの把握に努めるとともに、効果的な研修講座の実施を検討する。	アンケート実施率	100	%	100	100
			生涯学習課	イベント及び講座・研修会等での参加者に対するアンケート調査の実施	各種事業においてアンケート調査を依頼し、事業の効果測定を行う。	人権學習講座にてアンケート調査を行った。約9割超の参加者がテーマについて興味深かったという結果となった。	引き続きアンケートへの協力を呼びかけるとともに、参加者ニーズにあった講座内容の実施を検討する。	アンケート実施率	100	%	100	100

78	人権相談事例の分析を通じた実態把握	人権相談をはじめとする各種相談事例から明らかになった人権課題の背景や要因等を分析・整理し、その結果を人権教育・啓発に活かしていきます。	人権政策課	人権相談	身のまわりでのいじめやいやがらせ、近隣でのトラブルなどさまざまな人権問題について相談に応じる。	面接相談(15件) 電話相談(29件)	悩みを抱えている市民が相談できるよう、相談の案内周知を行うとともに、相談された方が適切な相談機関につながができるよう、広く相談機関の情報収集に努める必要がある。	人権相談件数(人権政策課受付分)	50	件	36	44
		人権政策課	予約相談(面接)	男女共同参画センター「すみれ」において、女性の取り巻く問題の解決援助、支援を図るため、相談員による面接相談を行う。	男女共同参画センター「すみれ」における女性相談(面接相談)の実施件数(53件)	R4.10から予約不要のふらっと相談が始まったことで、R5年度の予約相談件数は減少した。引き続き広報や、啓発カードなどの配架等により相談窓口の周知を図る必要がある。また、DV等被害者への対応については、ドメスティック・バイオレンス対応連絡会等を通じて関係各課・機関と連携するなど、より一層迅速かつ的確な支援を行うため、被害者ニーズに沿った相談支援体制の充実を図る。	面接による相談実施回数(男女共同参画センター「すみれ」女性相談)	250	回	240	53	
		人権政策課	外国人相談事業	外国人市民が日常生活の中で困っていることを相談できるように、多言語対応できる相談窓口を設置し、関係機関と協力しながら支援する。	市内3箇所に相談窓口を設置し、外国人市民からの相談に対応した。具体的には、病院や窓口へ同行し通訳支援、制度や申請方法の説明を行う等、外国人市民の生活上の困りごと解消に努めた。	八尾市で生活する外国人市民は増加し、国籍も多様化しているため、それに対応できる体制づくりが必要である。	相談件数	2,000	件	2,280	2,192	
		高齢介護課	高齢者虐待相談	養護者による高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者や養護者に対する相談対応から適切な支援を行う。	・地域包括支援センターの相談対応件数(基幹型・地域型15箇所の計)52,129件。うち、権利擁護相談件数は3,736件。 ・高齢者虐待通報件数161件、うち虐待と判断した件数101件。	様々な分野が絡み合い、複雑かつ複合的な支援を必要とする事例において、迅速かつ円滑に対応が進められるよう、包括的な相談支援体制の強化及び充実を図る必要がある。	地域包括支援センター相談件数	30,000	件	49,618	52,129	
		障がい福祉課	障がい者相談支援事業	障がい者福祉に関する相談業務を行う。	障がい者福祉に関する相談業務を行った。	窓口や電話、FAX、電子メールなどによる障がいに関する様々な相談に対応するため、専門的知識を有する職員をどう確保するのかが課題である。	窓口等相談件数	11,941	件	9,082	9,143	
		こども・いじめ何でも相談課	【再掲】児童虐待防止対策事業	児童虐待や虐待発生の恐れがある家庭への支援をおこなう。児童虐待の発生予防・早期発見・関係機関職員の資質向上を図るために広報・啓発、研修等を実施する。	児童虐待通告に対し、子どもに関わる各機関が連携し、虐待の発生予防、早期発見及び子どもと通告対象家庭への援助方策を検討し対応を行った。	ケースが複雑化している現状の中で、虐待通告後の調査と対応、虐待家庭への定期的な調査及び支援、関係職員や市民への啓発などの体制の充実を図る必要がある。	児童虐待通告件数	100	件	166	398	
79	進捗状況の把握	本計画の推進にあたっては、その進捗状況を毎年把握し、八尾市人権尊重の社会づくり審議会に諮ります。また、取り組み事業の点検を行い、必要に応じて取り組み内容の見直しを行います。	人権政策課	第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)の進行管理	「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」の行政の取り組みについて、その進捗状況を把握する。	第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)の取り組みについて、関係各課に照会を行い、その進捗状況を把握した。	調査により把握した課題を「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」に掲げる取り組みに反映させ、本市の人権施策の推進に努める必要がある。	進捗状況に関する調査の実施回数	1	回	1	1
80	人権に関する取り組みの評価のしくみづくりの検討	人権に関する取り組みの評価のしくみづくりの検討	人権政策課	評価のしくみづくりの検討	取り組み実績の把握を行うとともに、どのような成果があったのか、また、どのような課題があるのかを分析し、評価するしくみづくりを検討する。	第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)の取り組みについて、関係各課に照会を行い、その進捗状況を把握した。	調査により把握した課題を「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」に掲げる取り組みに反映させ、本市の人権施策の推進に努める必要がある。	取り組み状況の点検回数	1	回	1	1